

1. 一般条項

1.1 適用範囲 グラスバレーと貴方（以下「顧客」といいます。）は、ここに、当事者間の本件製品、本件サービスないし本件サポートサービス（いずれも本文中に定義されます。）の販売ないしライセンス契約について、このグローバル契約条項（以下「**本件グローバル契約条項**」）が適用されることを明示的に合意します。グラスバレーによる顧客からの注文への承諾は、顧客において本件グローバル契約条項に同意し、かつ、顧客の注文書その他の文書に記載された、本件グローバル契約条項とは異なる内容の条件の適用を排除することを前提とします。本件グローバル契約条項にかかる放棄、変更ないし修正は、本件グローバル契約条項を明示的に引用し、顧客及びグラスバレー双方の正当な権限を有する者によって署名された文書をもってのみ効力を有するものとします。顧客によるソフトウェアの利用は、本件製品に搭載されたものであるか、単独で提供されたものかを問わず、全て以下に定める条件に従うものとします。本件製品、本件サービスないし本件サポートサービスの数量、仕様ないし価格は、グラスバレーの見積書/契約書に明記されるものとし、これらの見積書/契約書が存しない場合は、グラスバレーの請求書に明記されるものとします。本件グローバル契約条項は、グラスバレーがその改訂版を発行するか、上記手続に従って当事者双方が書面で別途合意するまで有効に存続するものとします。「**グラスバレー**」とは、該当する見積書/契約書において特定されるグラスバレー、ミランダ又はソフテルグループを構成する法主体を指すものとし、これらの見積書/契約書が存しない場合は、該当する注文書表紙にて特定される法主体とします。

1.2 定義 本件グローバル契約条項において使用される用語の定義は、以下のとおりとします。

1.2.1 「関連会社」 ある企業が直接又は間接に、本契約当事者をコントロールし、もしくは、本契約当事者によって、又は本契約当事者とともにコントロールされる状態にある場合の当該企業を指します。ここにいうコントロールとは、直接又は間接に、他方企業の株式又はこれと同様の議決権の50パーセント以上を保有することを意味します。グラスバレーの関連会社には、ベルデンINC及びベルデンINCの関連会社であって、かつ、ワールドワイドに展開するベルデン・ブロードキャスト・プラットフォームのうちグラスバレー事業に關係する会社も含まれるものとします（具体的は、グラスバレー、ミランダ又はソフテルとの名称の企業が含まれます。）

1.2.2 「契約書」 見積書及びこれに付帯する文書であって、顧客が注文書を発行するか、顧客の正当な権限を有する者が署名することによって顧客が承諾したものを指します。見積書又は双方が合意した契約書が存しない場合、グラスバレーが承諾した注文書にしたがって、本件グローバル契約条項及び請求書記載の事項のみが本件製品、本件サービスないし本件サポートサービスの販売に適用されるものとします。

1.2.3 「関連業者」 顧客の従業員以外の者であって、顧客のためにIT分野の作業を行うことを顧客が委託した個人又は事業者を指します。ただし、このような作業が本契約第6条によって禁止されていない場合に限りです。

1.2.4 「本件成果物」 注文書又は本件サービス要項において特定され、本件サービスの一部としてグラスバレーから顧客に対して交付される成果物をさします。

1.2.5 「関係書類」 ソフトウェアに関してグラスバレーが発行する技術的な文書であって、グラスバレーのウェブサイト中、「Resources」ページにおいて、「マニュアル」、「リリースノート」、「ソフトウェア仕様」、トレーニング用ドキュメントもしくはコンフィギュレーション情報として適宜提供されているもの、本件製品に付随して引き渡されたもの又は本件サービス要項において明示的に合意されたものを指します。グラスバレー又はグラスバレー関連会社が発行するデータシート、パンフレット、サンプル、図画及び説明書並びにグラスバレーの広告に記載されたものは、ガイダンスのために発行ないし記載されたものであって、関係書類又は見積書/契約書の一部を構成するものではありません。

1.2.6 「ハードウェア」 グラスバレーないしグラスバレー関連会社製の機械、モジュールその他の物理的な機器であって、顧客が購入したものを指しま

す。ハードウェアには、グラスバレー製の特定目的のために搭載ソフトウェアを組み込んで製作されたもののほか、汎用のPCやサーバーも含まれます。

1.2.7 「許諾プログラム」 特定のコンフィギュレーション又は製品モデルのために許諾されたソフトウェアの機能であって、ソフトウェア保護メカニズムによって保護されているものを指します。許諾プログラムが他のプログラムに包含され、又は融合された場合であっても、当該許諾プログラムについては、本契約の適用があるものとします。

1.2.8 「認定設置場所」 グラスバレーが事前に認定した顧客の施設であって、本件製品が設置される場所を指します。

1.2.9 「本件製品」 (1) 顧客がハードウェアを購入した場合には当該ハードウェアを、(2) 顧客がソフトウェアを購入した場合には当該ソフトウェアを、(3) 顧客がハードウェアとともにソフトウェアを購入した場合には、それら双方を指すものとします。また、(4) 顧客が本件成果物を購入した場合には、当該成果物を指します。

1.2.10 「製品サポート」 第9.4項に規定されるものであって、該当する保証期間中に提供される製品サポートを指します。

1.2.11 「見積書」 グラスバレーが顧客に対し、本件グローバル契約条項とともに示した最終の見積文書を指します。グラスバレーによる見積書の有効期間は、発行日から30日間とします。

1.2.12 「本件サービス」 顧客がサービスを購入した場合のグラスバレーが提供する専門サービスであって、該当する本件サービス要項ないし見積書/契約書に規定されているものを指します。

1.2.13 「注文書」 契約書/見積書に基づいて顧客の作成した文書によるハードウェア、ソフトウェアないしサービスの購入申込であって、物理的に送付ないし電子的に送信されたものを指し、本契約と異なる条件が記載されている顧客の定型書式の場合には、その抵触する部分を除外したものを指します。注文書においては、注文の対象となる本件製品の種類及び数量を明記するほか、本件製品の明細、出荷及びインボイス情報、運搬指示事項（グラスバレーが承諾した場合に限ります。）、顧客の注文番号並びに見積書番号を記載するものとします。

1.2.14 「ソフトウェア」 ソフトウェアには許諾プログラムを含むものとし、本契約に従ってグラスバレーから提供されたソフトウェアであって、DVDその他の媒体の交付か、グラスバレー又は第三者のウェブサイトその他の引渡方法を通じて取得されたものを問わず、かつ、グラスバレーないしグラスバレー関連会社の代理店又はディストリビューターから取得したかをも問わないものとし、次のものを含まず。(1) ハードウェア内において使用され、もしくはこれと共に使用されているものであって、オブジェクトコードの形式でハードウェアに組み込まれ、これに依存し、もしくはこれに搭載されているグラスバレー製のソフトウェアやファームウェア（例）本件製品のうち、グラスバレー製のスイッチャー、ルーター、インターフェース、MC、カメラ、K2サミットないしストレージ製品に含まれるグラスバレーのソフトウェア（以下「**搭載ソフトウェア**」）といふ。）(2) ハードウェアとは無関係に顧客に提供される、グラスバレーアプリケーションソフトウェア製品（例）STRAUS, EDIUS, Guardian, iTx, Softel等のソフトウェアであってグラスバレーによって指定されるもの（以下「**単独ソフトウェア**」）といふ。）または汎用のPC又はサーバーのようなITハードウェアとともに提供されるグラスバレーアプリケーションソフトウェア製品-STRAUSサーバー/機器、EDIUSターキー、K2 FSSサーバー、イグナイトサーバー、Guardian機器、iControl, Vertifigo、K-IP及びNV9xとともに提供されるソフトウェア（以下「**アプリケーション・ソフトウェア**」）といふ。）(3) 当該ソフトウェアに適用される関係書類を指します。単独ソフトウェア、搭載ソフトウェア及びハードウェア附属のアプリケーション・ソフトウェアの各一覧については、http://www.grassvalley.com/about/terms_conditionsのソフトウェア保証別紙をご参照下さい。「ソフトウェア」には、場合に応じて、本件グローバル契約条項に基づいて顧客に提供される他のソフトウェア、新バージョン、アップデート版、アップグレード版、オプション、バグ修正、エラー修正、改訂版、機能強化版その他の形態のものを含むものとします。ただし、本件グローバル契約条項のいかなる条項もグラスバレーに対し、いかなるソフトウェア、関係書類、他のソフト

ウェア、新バージョン、アップデート版、アップグレード版、オプション、バグ修正、エラー修正、改訂版、機能強化版等の提供を義務づけるものではありません。

1.2.15 「本件サービス要項」 グラスバレー又はグラスバレー関連会社の行う作業の仕様書であって、かつ、ウェブサイト又は双方が合意した文書に記載されたもので、次の次項を含むものを指します。サービスの内容、前提条件ないし依拠条件、工程表（該当する場合のみ）及び合格基準。

1.2.16 「本件サポートサービス」 顧客がサポートサービスを購入した場合の、第10項において詳述されるグラスバレーのベーシック・レベルまたはエリート・レベル契約にかかるもの、もしくは、別途文書で当事者双方が協議のうえ合意した場合には、当該合意にかかる保守サポートサービスを指します。本件サポートサービスは、顧客の購入した範囲で、保証期間中に提供される製品サポートに追加して提供されるものとします。本件サポートサービスの範囲には、第三者の製品は含まれません。

1.2.17 「技術的ハードウェア仕様書」 グラスバレー又はグラスバレー関連会社によって発行されたハードウェアに関する技術的な文書であって、グラスバレーのウェブサイト上で「仕様書」と明記されたものを指します。グラスバレー又はグラスバレー関連会社が発行するデータシート、パンフレット、サンプル、図画及び説明書並びにグラスバレーの広告に記載されたものは、ガイドンスのために発行ないし記載されたものであって、技術的ハードウェア仕様書又は見積書/契約書の一部を構成するものではありません。

2. 料金及び支払方法

2.1 グラスバレーの提示する価格ないし料金には税金（消費税等の付加価値税）、課徴金、関税、その他の政府関連手数料、送料、保険料は含まれません。

2.2 現在または将来グラスバレーに課せられる、またはグラスバレーが本件製品の販売、配達、使用に伴い徴収する義務のある、税金（消費税等の付加価値税）、課徴金、関税、政府関連その他の手数料と、本件サービス又は本件サポートサービスは、請求書において別個の項目として記載するものとします。顧客において税金等を源泉徴収する義務を負担している場合には、本契約にかかる要支払額が増額されるものとし、グラスバレーは、源泉がなければ受領できたとする金額を受領することができるものとします。当事者双方は、かかる源泉徴収額を減らすべく合理的な範囲で努めるものとします。

2.3 顧客は、顧客が注文した本件製品、本件サービスないし本件サポートサービスについて、グラスバレーから複数の請求書を受け取る場合のあることを了承します。グラスバレーは、ハードウェアないしソフトウェア（記憶媒体によるか、ダウンロードによる提供かを問いません。）の出荷の都度、注文書に記載された顧客の住所宛に請求書を送付するものとします。別途見積書/契約書に定めのない限り、搭載ソフトウェアについて個別にライセンス料は発生しないものとします。グラスバレーへの通常の支払期限は、見積書/契約書または当事者による書面での別途合意がない限り、製品の使用開始時期、付属物の委託や関連サービスがグラスバレーによって提供もしくは履行された時期に関わらず、請求書の日付から30日とします。本件サービス（トレーニングサービスを含みますがこれに限定しません。）については、見積書/契約書に別途定めがない限り、本件サービス提供前に、最初にハードウェアを出荷またはソフトウェアを提供した時点で、請求書を送付するものとします。本件サービスの工程確定後、着手前に顧客が本件サービスをキャンセルした場合、顧客は、同サービスに関して発生したコスト、違約金その他の実費をすべて負担するものとします。本件サポートサービスについては、第10項に詳述するとおり、サービス提供前に、1年毎に請求書を送付するものとします。顧客が期日までにグラスバレーへの支払いをしなかった場合には、グラスバレーは、顧客が全未支払額を支払うまで、その債務の履行を停止する権利を有するものとします。全ての滞納額について、期日から滞納額が全額支払われるまで、1ヶ月につき1.5%の遅滞利子（又は法令による上限のいずれか高い方）が加算されるものとします。顧客は、グラスバレーが未支払額を徴収するために支出した弁護士報酬を含めて一切の第三者による集金費用を支払うことに同意します。すべての支払いは、グラスバレーの見積書/契約書に指定された通貨によって支払われるものとします。

2.4 すべての支払条件は、グラスバレーによる事前クレジット承認の対象となります。グラスバレーは、その合理的裁量のもとに、顧客の財務状況や支払状況に疑義がある場合、またはグラスバレーの会計基準に基づく必要がある場合には、既に承認した注文書についても、クレジットの条件変更、履行停止または承認撤回をすることができる。さらに、何らかの事情で顧客の注文に対応することができなくなった場合には、グラスバレーは、既に承認した注文書について変更ないし承認撤回することができるものとします。かかる場合には、グラスバレーは顧客に対して速やかに通知するものとします。当該通知の日付から10日以内に顧客が異議を述べない限り、顧客は、グラスバレーによる変更ないし承認撤回に同意したものとみなします。顧客が上記変更ないし承認撤回に異議を述べた場合、グラスバレーは、該当する見積書/契約書ないし本件サービス要項にかかる契約を解除することができ、全て免責されるものとします。グラスバレーは、グラスバレー自身が該当する注文書について承諾した場合でない限り、顧客に対し、本件製品、本件サービスないし本件サポートサービスを提供する義務を負いません。注文書に対するグラスバレーの承諾は、(a) ファクシミリ又は電子メールによる受諾の意思表示か (b) グラスバレーによる履行行為の開始をもってなされるものとします。グラスバレーは、注文書を承諾にあたっては、顧客からの署名済み見積書、契約書又は注文書の受領を条件とする場合があります。

グラスバレー・エリート又はベーシック・レベル契約もしくは見積書/契約書において特に定められたに基づいて、独立の特定可能なシリアルナンバーの付された部品であって、かつ、単体で完全なパーツとして出荷ができるパーツの交換（以下「**パーツ交換**」）といえます。）にかかる注文書については、顧客は、30日以内に、グラスバレーのサービスセンター宛てに故障パーツを送付することとします。顧客が故障パーツを送付しなかった場合、顧客は、グラスバレーに対し、当該パーツの定価を支払うものとします。加えて、上記の場合、グラスバレーは、グラスバレーに当該故障パーツが返却されるまでの間、顧客に対する先渡交換サービスを差し止めることができるものとする。

3. 発送、配達、危険負担、所有権移転及び受領

3.1 すべての本件製品は、該当する見積書に記載された顧客の住所又は合意された住所に対して出荷されるものとし、本件製品の発送をもって顧客への引渡とみなされるものとします。本件製品の毀損滅失の危険は、本件製品が出荷地（グラスバレーの当初出荷地の Ex Works とし、これ以外の地の場合は、グラスバレーの書面による同意を必要とします。）に到達した時点をもって、顧客に移転するものとします。顧客は、顧客の責任をもって、本件製品の毀損滅失の危険に対して付保するものとします。顧客が本件製品の対価のうち未払部分について保険金を受領した場合には、顧客は、かかる部分についてグラスバレーのために信託保管するものとし、グラスバレーの請求により支払うものとします。グラスバレーは、いかなる場合であっても、運送サービス提供者による運送又は引渡の遅延又は履行不能について責任を負いません。別途明示的な合意がない限り、顧客は、本件製品にかかる運送関連費用を単独で負担するものとします。顧客が債務不履行をした場合、グラスバレーは、爾後の出荷を停止することができます。グラスバレーが出荷を停止しない場合であっても、これをもって顧客の債務不履行を宥恕したものとみなされず、グラスバレーの有する他の法的救済手段へ何ら影響を及ぼさないものとします。

3.2 グラスバレーは、注文書にある発送希望日が注文日から12ヶ月以内であることを条件に、顧客の希望およびグラスバレーの発送能力の予測に基づいて発送を手配します。グラスバレーは、顧客とグラスバレーが特に別段の合意をしない限り、分割発送する場合があります。

3.3 本件製品の所有権は、別途グラスバレーが明示的に合意した場合でない限り、グラスバレーから顧客に対する出荷の時点をもって移転するものとします。

3.4 顧客による注文書に関するスケジュール変更や取消の要請については、すべてグラスバレーの承諾を得なければなりません。グラスバレーは、その裁量に基づいて、注文書の全部または一部の変更または解除をすることができ、その場合、顧客は、グラスバレーの定める返却料金ないしスケジュール変更料金を支払うものとし、上記返却料金ないしスケジュール料金は、本件製品の種類及び発注書によって異なりますが、かかる料金の受領は、当該変更または解除に伴うその他のグラスバレーの権利に何ら消長を来すものではありません。

4. 担保権

顧客は、グラスバレーに対し、全未支払額が支払われるまでの間、各本件製品及び本件成果物に担保権を設定するものとします。グラスバレーが要請した場合、顧客は、かかる担保権を証明、完全化、維持、履行するのに必要もしくは適切な書類ないし文書を作成し交付するほか一切の措置を講じることにご同意します。

5. 知的財産権

5.1 グラスバレーへの権利帰属 グラスバレーないしグラスバレー関連会社は、本件製品およびその利用に関連した全ての知的財産権の権利・所有権ないし権益を保有します。顧客は、明示、黙示、禁反言、その他いかなる根拠によっても、本件グローバル契約条またはこれに従ってグラスバレーが本件製品を発送したことをもって、本件製品に組み込まれ、またはこれと共に提供または使用されるソフトウェアに関して、何らの知的財産権にかかる権利ないしライセンスを取得しないことを確認します。顧客は、グラスバレー（または該当する場合はそのサブライヤーないしライセンサー）において、ソフトウェア（その複製物、一部分、抽出物ないし派生物を含みます）及びこれに関連する世界中での全知的財産（すべての知的財産、隣接権、及び類似権、さらには、データベース、設計、産業設計、ユーティリティモデル、トレードマーク、商標、トレードドレス、サービスマーク、営業機密、ノウハウその他の機密かつ専有情報、特許その他の知的もしくは産業財産であって、出願中、申請中、登録中、更新中のものを含みます）の全権利、所有権ないし利益を所有し、維持することを承諾します。

5.2 既存成果物の権利帰属 グラスバレーの提供する対象が本件サービスである場合、その知的財産権に関して、以下の条項が適用されるものとします。

5.2.1 サポート仕様書に記載された期間が開始する前に、グラスバレーによって作成され、もしくは、グラスバレーまたはその関連会社に対して第三者からライセンス付与された物ないしソフトウェア（判読可能か機械でのみ読取可能かを問いません。）並びにその派生物（以下「グラスバレー既存成果物」といいます。）にかかるとる知的財産権は、グラスバレー、その関連会社または第三者（第9.7項に定められたもの）に帰属したままとし、顧客は、以下の各条項にしたがってこれらを利用することができるものとします。サポート仕様書に記載された期間が開始する前に、顧客によって作成され、顧客が所有し、または顧客に対して第三者からライセンス付与された物ないしソフトウェア及びその派生物（以下「顧客既存成果物」といいます。）にかかるとる知的財産権は、顧客に帰属したままとし、顧客は、グラスバレーに対し、サービス仕様書にしたがって本件サービスを提供するために必要な範囲で利用権を付与するものとします。

5.2.2 本件成果物の権利帰属 別途事前に書面でご同意しない限り、グラスバレー又はグラスバレーが指定するグラスバレー関連会社は、本件成果物に含まれる顧客既存成果物（以下に定義されます。）を除いて、本件成果物にかかる知的財産権を保有するものとします。グラスバレーが提供し、またはグラスバレーの代理で提供された本件サービス要項に基づいて生成された一切の物ないしソフトウェアに関する権利も同様とします。顧客に対しては、以下の条項にしたがって、これらの本件成果物について、非独占的かつ譲渡不能な利用権限が付与されるものとします。該当する本件サービス要項に「顧客既存成果物」との表示がない限り、一切の成果物は、本項にしたがって、グラスバレーないしグラスバレー関連会社が所有するものとみなします。本件成果物が記録された媒体が使用される場合には、当該媒体の所有権は、本件成果物が顧客に出荷された時点をもって顧客に移転するものとします。

5.2.3 本件グローバル契約条項の他の定めにかかわらず、ソフトウェアで構成される本件成果物の利用は、グラスバレー・ソフトウェア・ライセンス条項の適用を受けるものとします。

5.2.4 各当事者は、ここで特定されたライセンスのみ相互に付与するものとします。ここで特定された事項以外（特許にかかるライセンスないし権利を含みます。）については、付与されていないことを相互に確認します。

5.2.5 本件グローバル契約条項によって限定された範囲で、顧客が本件成果物の所有権を取得するためには、顧客は、該当する本件サービス要項に定められた対価を支払う必要があるものとします。

5.2.6 本件グローバル契約条項のいかなる条項も、グラスバレー及びその関連会社が、その事業活動に関連する技術、アイデア、思想ないしノウハウを利用することにつき、妨げとなるものではなく、また、制限を設けるものではありません。

6. ソフトウェア・ライセンス

6.1 ソフトウェア・ライセンスの適用範囲 このソフトウェア・ライセンス条項は、以下の全ての本件ソフトウェアに適用されます。（1）顧客がグラスバレーまたはその正規代理店/販売店に対して発行した注文書の対象となるもの。（2）顧客に対してアップデートまたはアップグレードの形態で提供されたもの。（3）顧客がその他の方法で入手したもの。顧客がこのソフトウェア・ライセンス条項にご同意しない場合、顧客に対し、本件ソフトウェアに関して何らの権利も付与されず、顧客は、本件ソフトウェアをダウンロード、インストール、コピーその他の方法で使用してはなりません。この場合、顧客は、速やかに本件ソフトウェアの複製物の全部または一部を削除しなければならず、ライセンサーが有形的媒体でソフトウェアを入手したとき又はキー、カードないしドングルとともに入手したときは、本件ソフトウェアのほか、受領した有形的媒体、キー、カードないしドングルを返却しなければなりません。この返却手続は、顧客が本件ソフトウェアを入手した事業者（グラスバレー、代理店または小売業者）に対して行うものとし、顧客は、本件ソフトウェアの受領証原本または請求書を提示しなければならないものとします。この返却手続が行われた場合、顧客に対して、本件ソフトウェアの対価が返金されます。この第6条においては、「顧客」には、直接本件ソフトウェアを購入した者のほか、グラスバレーの代理店又はディストリビューターから本件ソフトウェアを購入して使用権限を有するエンドユーザも含まれるものとします。

6.2 提供及びインストール 顧客は、見積書/契約書に基づいてグラスバレーによってハードウェアに本件ソフトウェアがプリインストールされたハードウェアを購入した場合、本件ソフトウェアについてインストールサービスを購入した場合でない限り、本件ソフトウェアのインストール作業は、顧客の責任のもとに行われるものとします。

6.3 付与される権限 グラスバレー（又はグラスバレー認定の代理店もしくはディストリビューター）が顧客の注文書を承認し、かつ、顧客又は代理店もしくはディストリビューターが全ての支払を完了した時点で、グラスバレーは、顧客に対し、本件グローバル契約条項のもとに、顧客の私的利用のみを目的とし、顧客に提供された本件ソフトウェアのオブジェクトコード形式に限定して、非独占的、私的、譲渡不能かつサブライセンス不能なライセンスを付与するものとします。顧客は、グラスバレーの書面による事前の同意がない限り、本件ソフトウェアの全部又は一部（プログラムリスト、オブジェクトプログラムリスト、ソースプログラムリスト、オブジェクトコード及びコースコードを含みます。）を顧客の従業員以外の者に提供し、もしくは使用させてはならず、方法の如何を問わず、第三者に対し、第三者の利益のために本件ソフトウェア（サービスビューアアプリケーションを含みます。）を使用させてはならないものとします。上記にかかわらず、顧客は、顧客との間で事業上の関係を有する関連会社でない第三者に対してブロードキャストサービスを提供する際に、当該第三者の顧客との関係が顧客製品ないしサービスの利用を主要なものである場合に限り、当該第三者に対して本件ソフトウェアを使用することができるものとします。本件サービス要項において認定設置場所が特定されている場合、顧客は、グラスバレーの書面による事前の同意を得たときでない限り、認定設置場所以外の場所で本件ソフトウェアを使用し、又は使用させてはならず、認定設置場所以外の場所で遂行される他のプロジェクトないし氏作業のために本件ソフトウェアを使用し、又は使用させてはならないものとします。顧客は、次の2つの条件を満たす場合には、関連業者が顧客に代わって、顧客の利益のみを目的としてここに定める本件ソフトウェアの使用権限を行使させることができます。（a）顧客が関連業者に対し、本件ソフトウェアの使用にあたって本件グローバル契約条項を厳格に遵守させること。（b）関連業者に対し顧客が本件グローバル契約条項により遵守すべきとされる秘密保持義務と同等の義務

を課すこと。顧客は、関連業者又は顧客の従業員による本件グローバル契約条項違反について、すべての責任を負うものとします。顧客の見積書/契約書において有効期間が明示されていない場合、当該契約が解除されるか、本件グローバル契約条項に別途定めがない限り、本件ソフトウェアにかかる上記ライセンスは永続的なものとします。見積書/契約書において有効期間が定められている（場合によっては、週、月または年単位で定められます。）場合、当該有効期間の起算点は、有形の媒体の提供が予定されているときはその提供の時点、これが予定されていないときは当該注文書が承認された時点とし、当該有効期間の終期に自動的に終了するものとします。本件ソフトウェア・ライセンスの有効期間は、顧客所有ハードウェア又は本件ハードウェアから別のハードウェアに引き継がれないものとします。顧客が本件ソフトウェアの体験版を注文した場合やグラスバレーが顧客の注文に対して本件ソフトウェアの体験版を提供する場合がありますが、その場合、顧客は、当該体験版を試験的かつ非事業目的でのみ使用することができます。顧客は、本件ソフトウェアを使用して、本件ソフトウェアの内容ないし機能を学ぶための第三者主催のトレーニングに参加してはならないものとします。顧客は、本件ソフトウェアの体験版の提供を受けた日から30日間のみ試用ができます。30日間の試用期間を経過した後に、顧客が本件ソフトウェアの体験版を使用するためには、グラスバレー又は正規代理店/販売店からソフトウェア・ライセンスを購入する必要があります。30日間の試用期間を経過した後に、顧客が本件ソフトウェアの体験版の使用を希望しない場合には、顧客は、直ちに使用を停止したうえで、顧客のコンピュータ・システム、顧客所有のハードウェアないし本件ハードウェアから本件ソフトウェアの体験版を消去しなければなりません。試用目的のために利用権を付与された本件ソフトウェアは、現状有姿での提供であり、グラスバレーは、これにかかるテクニカルサポートや保証を提供しないものとします。グラスバレーがある種類の本件ソフトウェアにかかる標準的な提供方法の一環としてソースコードを提供する場合がありますが、グラスバレーが提供する全てのソースコードに関しては、当該ソースコードについてグラスバレー及び顧客が別途書面で合意した条項の適用を受けるものとします。許諾プログラムのうち、顧客が対価（一括払い、期間払い、購読、SAAS その他方式を問いません。）を支払っていない機能又は使用制限付き機能については、顧客に対し何らの権限も付与されず、顧客は、これらの機能を使用したり、アクセスしたりしないことを約します。

6.4 グラスバレーのソフトウェアにかかるライセンス付与及び利用に関する規則

顧客は、見積書/契約書又は関係書類において特定される種類の本件ソフトウェアにかかる規則を十分に認識する責任があり、かつ以下の各条項又は関係書類に定められた規則を遵守する義務があります。

6.4.1 単独ソフトウェア (EDIUS® SDK ソフトウェアを除きます。) については、顧客は、本件ソフトウェアについて、その関係書類の定めるところにより、次の各場合にインストールする権利が付与されます。(1) ユーザ1名の使用に限定されており、かつ、一つのCPUを有する単一のワークステーション（サーバーは含まれません。）の場合。(2) 上記以外で、他の種類の機器、CPU数ないしユーザ数を使用可能とする旨が見積書/契約書に明記されている場合。(3) サーバークラスの機器の場合。(4) 別途本件ソフトウェアの関係書類又はグラスバレーが書面で承認した態様の場合。

6.4.2 搭載ソフトウェアについては、別途グラスバレーが承認する場合を除いて、顧客は、本件グローバル契約条項に基づき、本件ハードウェアに関連する範囲内で、関係書類の定めるところにより、本件ソフトウェアを使用することができるものとします。

6.4.3 EDIUS® SDK ソフトウェアを含むグラスバレーのソフトウェア開発関連物件については、グラスバレーのウェブサイト又は別途グラスバレーが提供するソフトウェア開発用ライセンス条項の適用を受けるものとします。

6.4.4. 見積書/契約書において「クライアント用」又は「ユーザー用」とされるライセンスについては、見積書/契約書に明記されたクライアント数を超えない範囲で、本件ソフトウェアをグラスバレーから購入し、又はグラスバレーが適

切と認めたデバイスにインストールしたうえで、当該ソフトウェアの「チェックイン」及び「チェックアウト」機能を利用して、クライアントを顧客のデバイス間で共有することができるものとします。この場合であっても、顧客は、本件ソフトウェアについて、他のエンドユーザーへの貸与、サブライセンスその他方法の如何を問わず、譲渡することはできません。顧客は、見積書/契約書に明記されたクライアントの数、レベルないし機能の範囲でのみ本件ソフトウェアをインストール又は使用することができます。

6.4.5 見積書/契約書において「エンコーディング用」とされるか、本件ソフトウェアがプロキシ・エンコーダーを含む場合については、顧客は、関係書類、本件グローバル契約条項及び見積書/契約書にしたがってのみ、ビデオファイルをコード/アンコードすることができます。

6.4.6 見積書/契約書において「アーカイブ用」とされるか、本件ソフトウェア又は本件ハードウェアがビデオファイルのストレージ又はアーカイブ機能を有している場合については、全てのクライアントはアーカイブされたビデオファイルを開覧することはできませんが、特定の権限を有するクライアントのみがビデオファイルをアーカイブに書き込むことができるものとします。顧客は、見積書/契約書に記載された本件製品によっては、アーカイブ用のストレージ容量に限りがあることを予め承諾します。グラスバレーのアーカイブ用ライセンスは、アーカイブライブラリにアクセス可能な本件ソフトウェアに限定して提供されるものであり、第三者のアーカイブライブラリでの使用は許諾されていません。顧客は、グラスバレーに対し、事前に、第三者のアーカイブライブラリの権利者からライセンスを取得したことを保証するものとします。

6.4.7 特定の期間を定めて付与される本件ソフトウェアのライセンスであり「ソフトウェア・アズ・サービス」もしくは「SAAS」、「購読ライセンス」、「期間ライセンス」、「SPOライセンス」又は「BOWLライセンス」その他期間を定めたライセンスについては、第3条の制限に加えて、以下の制限が適用されるものとします。(1) かかるライセンスは、該当する期間終了時に自動的に失効するものとします。(2) 顧客は、該当する期間終了時に本件ソフトウェア及びすべての複製物並びにこれらが結合ないし融合した物件をすべて破壊し（有形の媒体に記録されたものである場合）、グラスバレーの要請により、これらの破壊の事実を文書で証明するものとします。(3) 本件グローバル契約条項の定めにかかわらず、期間終了後には、サポート契約に基づくアップデート版及びアップグレード版の顧客への提供や顧客による使用は認められないものとします。グラスバレーは、期限にライセンスフィーが支払われない場合には、ライセンス付与を直ちに解除する権利を留保します。

6.4.8 グラスバレーのBOWLプログラムに基づいて購入されたライセンスは期間ライセンスであり、購入にかかる期間中のみ有効に存続するものとします。上記の外、プログラム毎に設定される制限事項は、グラスバレー関連文書ないし購入時の見積書において記載されたとおりとします。

6.4.9 STRATUS Playout ソフトウェアの一部として購入された購読ライセンスは、該当する見積書の記載に従って、月又は年単位で購入することができるものとします。STRATUS Playout ソフトウェアは、Densité SSP (ソリッド・ステート・プレイアウト) ハードウェアカードとともに購入するものとし、各Densité ハードウェアカードについて有効な購読ないしSPOライセンスが必要となります。該当する見積書には、必要となるライセンスフィーを記載するものとします。グラスバレーの裁量により、Densité ハードウェアカードのライセンスフィーは、購読期間の長さに応じて、適宜減額されることがあります。顧客が一定の期間の購読ライセンスを購入し、かつ、見積書において合意された期間が満了する前に契約を解除した場合には、グラスバレーは、顧客に対し、購読開始時におけるDensité ハードウェアカードの定価と見積書に記載された減額後の価格との差額に満つるまで、解約手数料として請求することができるものとします。期限満了前に解約されない場合、STRATUS Playout ソフトウェアのライセンス (SSP) は、購読期間満了時に失効するものとします。上記の外、プログラム毎に設定される制限事項は、グラスバレー関連文書ないし購入時の見積書において記載されたとおりとします。

6.4.10 購入時に「チャンネル」ライセンスと記載されているものについては、購入にかかる期間中のみ有効に存続するものとします。上記の外、プログラム毎に設定される制限事項は、グラスバレー関連文書ないし購入時の見積書において記載されたとおりとします。

6.4.11 本件製品に係るプロトコル又はAPIの使用については、グラスバレーのウェブサイト又は別途グラスバレーが提供する条項の適用を受けるものとします。

6.4.12 顧客は、本件グローバル契約条項で明示的に許諾されている通常の実行ないし稼働のため、不可欠なステップとして行われるか、これに必然的に伴うものか、又は必要なバックアップコピーとなる場合を除いて、本件ソフトウェアをコピーしてはならないものとします。顧客は、本件ソフトウェアのすべての複製物（及び本件サービス要項において特定されるソフトウェアキーの本数）について、それらの数量及び所在を正確かつアップトゥデートな記録を作成するものとします。これらの複製物及び有形的媒体は、グラスバレーの所有に属するものとし、顧客は、これらの物件にグラスバレーないしグラスバレーヘライセンスを付与した者の権利表示が施された状態を保持し、又はこれらの表示が変更されないようにするものとします。本件グローバル契約条項は、これらの複製物に対しても本件ソフトウェアと同様に適用されるものとします。グラスバレーの書面による事前の承諾がある場合を除いて、本件ソフトウェアの複製を禁止します。

6.4.13 顧客は、本件グローバル契約条項で明示的に許諾されている以外に、本件ソフトウェア、その複製物、一部分、抽出物ないし派生物を使用してはならないものとします。顧客は、顧客自身により、又は第三者への援助、支援、承諾その他の方法により、次の各行為を行ってはならないものとします。(a) 改造、変更、変更、変換、派生物を生成すること。(b) 本件ソフトウェアに組み込まれ、又は使用されたソースコードや技術データ、ノウハウ、営業機密、プロセス、テクニク、仕様、プロトコル、手法、アルゴリズム、インターフェース、アイデア、ソリューション、構造その他の情報を逆コンパイル、逆アセンブル、その他のリバースエンジニアリング手法によって解明し、又はその解明を試みること。(c) 賃借、担保設定、賃貸、貸付け、リース、販売、流通、又はサブライセンスその他本件ソフトウェア及び関連文書にかかる権利を処分すること。(d) 本件ソフトウェアの全部又は一部を他のコンピュータプログラムに結合させ、又は組み込むこと。(e) 添付又は包含された権限ないし制約に関する通知を除去、改造、又は排除すること。(f) 本件ソフトウェア又はその複製物、一部分、抽出物ないし派生物に含まれ、もしくはサポートされている技術的保護対策を回避、又は回避しようとする。加えて、顧客は、第三者に対し、又は第三者の利益のために（ホスティング、サービス機関、ファイルシェアリング、タイムシェアリング又は配信サービスを含みますが、これらに限られません。）、本件ソフトウェア又はその複製物、一部分、抽出物ないし派生物を提供、開示、表示、その他の方法で利用可能にしてはならず、また、その利用を許諾してはならないものとします。本件ソフトウェアは、本件グローバル契約条項で定められたとおり、単一製品としてライセンスされており、顧客は、本件グローバル契約条項に基づいて提供された状態で本件ソフトウェアを使用しなければならず、本件ソフトウェアを分離したり、その一部分を本件ソフトウェア以外の一部分として使用したりしてはならないものとします。

6.4.14 顧客が本件ソフトウェアと自らのコンピュータ環境との互換性を確保しなければならぬ場合であって、かつ、関係法令の強行規定によって義務づけられる場合に限り、本件グローバル契約条項のもとにおいても、次の各行為は禁止されないものとします。(a) 本件ソフトウェア内でのソフトウェアコードの再生および形式を変換すること。ただし、次の各条件を満たす場合に限り。(1) 顧客自身によって行われ、かつ、独立して作成された本件ソフトウェアと他のソフトウェアとの互換性を確保するために情報を得ることが不可欠であること。(2) 互換性を確保するために必要な情報を顧客が容易に入手できなかったこと。(3) 顧客は、事前に書面をもってグラスバレーに対し、かかる情報を顧客が利用できるように要請したものの、グラスバレーが合理的な期間内にその要請に応えなかったこと。(4) その行為が本件ソフトウェアのうち、互換性を確保するために必要なソフトウェアコードのみを対象に行われること。また、(b) 本件ソフトウェアの構成要素の根底にあるアイデアや原理を探究することを目的として、本件ソフトウェアの機能について観察、研究、又は実験すること。ただし、この場合であっても、顧客は、本件グローバル契約条項で明示的に許諾された方法に従って本件ソフトウェアを実行し稼働させることを前提とします。いかなる状況においても、顧客は、次の各行為を行ってはならないものとします。(x) 独立して作成された本件ソフトウェアと他のソフトウェアとの互換性を確保する以外の目的で入手した情報を使用すること。(y) 独立して作成された本件ソフトウェアと他のソフトウェアとの互換性を確保する以外の目的で、第三者に対して

上記情報を提供又は開示すること。(z) 本件ソフトウェアに実質的に類似したコンピュータソフトウェアを開発、製造又は作成するために上記情報を使用すること。本項にしたがって入手された情報については、明示的にも黙示的にも、本件グローバル契約条項によって何らかのライセンスや権限が付与されるものではありません。

6.4.15 本件ソフトウェアについて、有効化又は認証手続が必要とされる、もしくは認証キーが必要な場合については、顧客は、当該手続にしたがって本件ソフトウェアが適切に有効化又は認証されるか、もしくは認証キーが適切に取得・設置されるまでの間、本件ソフトウェアを使用してはならないものとし、本件グローバル契約条項に基づく使用権限を有しないものとします。

6.4.16 本件ソフトウェア又は本件ハードウェアに高解像度のメディアアクセスツールが含まれる場合、顧客は、見積書/契約書に明示された高解像度メディアアクセスツールの数量及び種類を承認するものとします。

6.5 第三者のソフトウェア 顧客は、次の事項を予め承認するものとします。(a) 本件ソフトウェアには、第三者の作成したソフトウェアないしオープンソースソフトウェアが包含、内蔵その他の方法で含まれているか、これらが本件ソフトウェアとともに提供される可能性があること。(b) これらの第三者ソフトウェアないしオープンソースソフトウェアについては、別途、他の条項が適用されること。(c) これらの第三者ソフトウェアないしオープンソースソフトウェアの使用には、上記条項（以下「第三者ライセンス条項」といいます。）が適用され、顧客は、これらを承認すること。第三者ライセンス条項の具体的な内容は、本件ソフトウェアに付属する関係書類（本件ソフトウェアの中にあるヘルプ、アバウト、read me ファイルその他類似のものを含みます。）又はグラスバレーの次のウェブサイト http://www.grassvalley.com/about/terms_conditions から入手することができ、また、顧客が本件ソフトウェアをインストールする過程においても、さらに、別途要請することによっても入手することができます。該当する場合には、グラスバレーの次のウェブサイト（又はグラスバレーが適宜指定するウェブサイト）において、オープンソースソフトウェアのソースコードを入手することができます。 http://www.grassvalley.com/about/terms_conditions

6.6 データ 顧客は、本件ソフトウェアの使用により、顧客による本件ソフトウェア利用に関し、また、その利用に特有の情報、データ（以下併せて「データ」といいます。）が生成されることがあります。顧客は、グラスバレーが当該データにアクセスすること、さらには、グラスバレーにおいて、本件ソフトウェアに関連し、又は顧客がソフトウェア・ライセンス条項にしたがって本件ソフトウェアを使用しているか否かを確認することを目的として、当該データを使用、移管その他の方法で処理することを承諾します。

6.7 確認事項 顧客は、次の各事項を確認します。(a) 一般的に、ソフトウェアはエラーを伴うものであり、かかるエラーは解消できない場合もあり、かつ、かかるエラーの存在は、本件グローバル契約条項の違反とはならないこと。(b) 関連文書の記載又は適宜グラスバレーが文書で顧客に通知するところに従って、本件ソフトウェアは、特定のソフトウェアないし本件製品との連携のもとに動作することのみを目的として設計されていること。(c) グラスバレーが提供した機器ないしソフトウェアに関するもの又は関連文書で明示されたものを除いて、顧客は、本件ソフトウェアと他の機器ないしソフトウェアとの互換性について一切の責任を負担すること。(d) 顧客の設定条件ないし目的を達成する手段として、本件ソフトウェアを選択したことについて、顧客が一切の責任を負担すること。(e) 口頭か文書によるかを問わず、グラスバレー、その従業員、エージェントその他の代理人が提供した情報又はアドバイスをもって、新たな保証と解釈し、又は本件グローバル契約条項ないし関連文書に記載されたグラスバレーの責任を拡大するものと解釈することはできないこと。(f) 顧客は、本件ソフトウェアによって処理され、又はこれと関連するデータについて、定期的に適切なバックアップコピーを作成する一切の責任を負担すること。

6.8 立入検査 グラスバレーによる2営業日以上前の通知を経て、顧客は、グラスバレー（ないしグラスバレーに対して秘密保持義務を負う代理人）に対し、顧客の施設その他本件ソフトウェアがインストールされた施設へ、本件グローバル契約条項に基づくライセンス条項の遵守状況を確認することを目的とした立入を認めるものとします。上記にかかわらず、顧客は、グラスバレーに対し、顧客のクライアントや秘密情報へのアクセスを許容する義務を負うものでないことを確認します。

6.9 ウィルス グラスバレーは、商業的に合理的な範囲で、顧客への引渡時点において、本件ソフトウェアに周知のウィルスが含まれないようにします。ただし、本件ソフトウェアのウィルススキャンについては、顧客の責任とし、グラスバレーは、いかなるウィルスについても、それが本件ソフトウェアに含まれていないことを保証いたしません。

6.10 アップデート グラスバレーは、適宜アップデート版及びアップグレード版を製作し、顧客に対してこれらを提供することがありますが、これらはグラスバレーの義務ではありません。グラスバレーから顧客に提供されるすべてのアップデート版又はアップグレード版については、本件グローバル契約条項の適用があるものし、本契約の解除とともにその効力は失われるものとします。アップデート版又はアップグレード版の提供をもって、グラスバレーが本件製品やそれ以前のバージョンについて、いかなる期間にわたっても、これらの製造を継続し、アップデートし、アップグレードし、サポートを提供する義務を発生させるものではありません。顧客は、本件製品には、当該製品に付随するオプションやモジュールが含まれておらず、かかるオプションやモジュールについて別途対価を支払って購入することができる場合のあることを確認します。

6.11 ソフトウェア・ライセンス条項の解除

6.11.11 顧客は、グラスバレーに対する書面による通知をもって、いつでもソフトウェア・ライセンス条項を解除することができます。

6.11.12 グラスバレーは、顧客が期日までに料金を支払わない場合や顧客が本件ソフトウェア、その複製物、一部分、抽出物ないし派生物又は機密情報の不正使用ないし不正開示を行った場合その他顧客が本件グローバル契約条項に違反し、かつ、30日以内にその違反を是正しなかった場合には、ソフトウェア・ライセンス条項を直ちに解除することができるものとします。本件ソフトウェアが顧客の体験版として、又は一定の有効期間内に限定して（タイムアウト、認証キーその他の方法を含みます。）提供されている場合には、ソフトウェア・ライセンス条項は、当該有効期間の満了とともに終了します。さらに、グラスバレーは、顧客に次の事由が発生した場合には、書面による通知をもってソフトウェア・ライセンス条項を解除することができるものとします。(a) 破産その他の倒産手続を申し立て、又は申し立てられた場合、あるいは、破産、再生ないし清算手続に関する法令上の申立を行った場合。(b) 債権者の利益のために資産を包括譲渡した場合。(c) 一般的に弁済期に支払ができない場合、(d) 通常の業務過程で事業を継続停止した場合。

6.11.13 このソフトウェア・ライセンス条項が解除された場合、顧客に付与されたすべてのライセンスおよび権利は直ちに即時終了し、顧客は、速やかに本件ソフトウェアの使用を中止しなければなりません。グラスバレーは、その裁量により、顧客に対し、本件ソフトウェア、そのすべての複製物、一部分、抽出物ないし派生物及び関連媒体その他の資料並びに顧客が保有又は管理している機密情報をグラスバレーに返却するか破棄するかを求めることができ、さらに、これらの返却ないし破棄が完全に終了したことの証明を求めることができるものとします。

6.11.14 ソフトウェア・ライセンス条項の解除がなされた場合であっても、本件グローバル契約条項第2, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22 及び 23 項の効力は存続するものとします。上記の定めにかかわらず、同解除によって顧客の料金等の支払義務は消滅しないものとします。

7. 秘密保持

各当事者は、見積書/契約書の存続期間を通じて、各当事者及びその代表者等（以下に定義されます。）が相互の秘密又は所有情報（以下「**秘密情報**」といいます。）に接する機会のあることを確認します。各当事者は、（1）秘密情報を秘密として保持しなければならず、自身の秘密ないし所有情報と同等の注意をもって取り扱うものとし、その程度は、善良なる管理者の注意を超えるものでなければならず、（2）秘密情報を本件グローバル契約条項の履行以外の目的で使用してはならず、（3）秘密情報を見積書/契約書の履行に関連し、その達成に必要と認められる範囲の代表者等におのみ開示するものとし、（かつ、これらの者に対し、本件グローバル契約条項上の義務の存在を知らしめるとともに、本件グローバル契約条項にかかる開示当事者の利益を守るために秘密保持及び目的外利用禁止の

義務を負わせなければならず）、（4）開示当事者の書面による事前の同意を得ることなく、受領当事者の代表者等以外の第三者に秘密情報を開示してはならないものとします。「**代表者等**」とは、当該当事者（その関連会社も含みます。）の取締役、役員、共同経営者、従業員、下請業者、コンサルタント、エージェント、アドバイザー、代理人、潜在的な資金調達先及び潜在的なジョイントベンチャー先を指します。秘密情報にかかる使用ないし開示の上記制約は、秘密情報のうち、次に該当する部分については適用しないものとします。（1）開示当事者に帰属する秘密情報を利用しないしこれに接することなく、受領当事者が独自に創り出したもの又は受領当事者が何らの制約なく第三者から当該秘密情報を入手したものであって、受領当事者においてその第三者の行為が開示当事者に対する秘密保持義務の不履行を構成することを知らないもの。（2）その開示の時点において、公知であったもの又はその開示後に公知となったものであって、かつ、これが公知となったことについて公知となった日までに受領当事者に何ら帰すべき事由がないもの。（3）その開示の時点において、受領当事者が何らの制約を負うことなく知っていたもの。（4）開示当事者が書面により制約のないことを明示したもの。本件グローバル契約条項の定め如何にかかわらず、秘密情報に関する秘密保持義務及び目的外利用禁止の義務は、見積書/契約書の解除又は期間満了の日から3年の経過をもって終了するものとします。上記にかかわらず、受領当事者は、法令に基づいて秘密情報を開示することができます。受領当事者において、法令又は捜査機関からの要請、情報又は文書開示命令、召喚状、民事的な情報開示手続その他これらに類する手続に基づいて秘密情報を開示する必要が生じた場合には、法令の許容する範囲内で、開示当事者が適切な情報保護ないし受領当事者による本件グローバル契約条項遵守の命令を取得することができるように、開示当事者に対し、速やかに開示前の通知をするものとします。いかなる場合であっても、本件グローバル契約条項は、グラスバレーにおいて、グラスバレー関係者の記憶に残存するものであって、一般的かつ一方当事者に固有ではないノウハウ、アイデア、プロセスないし特殊技能をもって、グラスバレー又はその顧客の製品・サービスに関する開発、製造、プロモーション、販売ないし保守その他のために使用・開発することを禁止するものではありません。

8. 免責及び制限的責任

8.1 グラスバレーは、第8.4条にかかる制限のもとで、本件製品の一つ又は二つ以上のものがグラスバレーの提供した形態かつ同製品がインストールされた地域内において、第三者の著作権を直接侵害しているという申立てがあった場合、顧客に対する訴訟追行を自らの費用負担で行うものとし、かかる申立てに起因して管轄権を有する裁判所が最終的に支払を命じた損害賠償ないし費用を顧客に対して補償するか、かかる申立てに起因した和解の一部を支払うものとします。ただし、この補償は次の全ての条件を満たすことが前提となります。（1）顧客は、侵害訴訟に関してグラスバレーに直ちに書面により通知し、グラスバレーが合理的に要請した書類や情報の提供を含む訴訟追行に関する完全な支援と協力を行うこと。（2）グラスバレーにおいて、独自の裁量で、かかる申立て、訴訟追行及びその和解について管理権ないし権限を行使することができること。

8.2 いかなる申立ての訴訟追行や和解においても、グラスバレーは、独自の裁量および自らの費用負担のもとで、（1）顧客が本件製品又は権利侵害部分を使用し続ける権利を獲得すること、（2）かかる本件製品又は権利侵害部分が侵害とならないよう修正すること、（3）本件製品又は権利侵害部分を実質的に同等の機能を有する他のソフトウェア又はハードウェアと交換すること、又は（4）顧客が爾後本件製品を使用しない場合には、顧客に購入価額から減価償却した価格を返金する代わりに製品を返品する機会を提供することのいずれかを選択することができるものとします。ここで減価償却は定額方式で年間25%の率で計算されるものとします。

8.3 グラスバレー及びその関連会社は、次のいずれかの事項を原因とする侵害の請求や主張に対しては、義務や責任を負わないものとします。（1）顧客の仕様に従って製品が設計、製造、修正された場合。（2）顧客において、製品とともに使用されることが予定された機器やソフトウェア以外の機器やソフトウェアとともに製品を使用した場合。（3）グラスバレーの書面による事前承諾なく顧客が製品を修正した場合。（4）第三者製のソフトウェアを使用した場合。（5）オーブソフトウェアを使用した場合。（6）顧客又は第三者によって製品が不正使用された場合。（7）最新のアップデート版でない本件製品を使用した場合。ただし、最新のアップデート版であれば、侵害や不正使用が防止できた場合で、かつ、顧客が当該アップデート版を取得する機会があった場合に限りです。（8）グラスバレー又は適切な権限を有する当局から権利侵害又はそのおそれについて通知を受領した後に本件製品を使用した場合。

8.4 グラスバレー及びその関連会社は、作為又は不作為を根拠とする、もしくは、製品自体、その販売、配達、設置、保証、保守、操作、動作又は使用に起因又は関連して発生した、いかなる偶発的、間接的、特殊、もしくは誘発的な損害についても、一切責任を負わないものとします。これらの損害には、例えば、使用不能、データ、売上げないしのれんの消失、データ使用の中断、業務中断、他の財産の毀損、評価額減少、収入や利益の逸失、資本コスト、関連する製品、器具ないし設備への損害、代替する製品の、設備ないしサービスの費用、故障時間に関連した費用、代用電源の費用及びこれらに類似又はこれらとは異なる損害が含まれますが、これらに限定されないものとします。さらに、グラスバレーおよび関連会社の負担する、本件グローバル契約条項に基づく請求ないし補償にかかる顧客に対する賠償責任は、いかなる場合にも、その請求ないし補償の対象となった製品について支払われた代金額を超過することがないものとします。この条項は、法令によって制限することができない責任については適用されません。

8.5 前記各項は、顧客の唯一かつ排他的な権利ないし救済手段を定めるとともに、グラスバレーの顧客、注文書、製品の購入ないし販売及び第三者の知的財産権その他の権利に関する現実もしくは被疑侵害、不正流用その他の違反に対する唯一かつ排他的な義務ないし責任を定めたものとします。

9 保証

9.1 ハードウェアの標準有限保証

9.1.1 **本件ハードウェアの保証** グラスバレーは、顧客に対し、本件ハードウェアに関し、技術的ハードウェア仕様書に準拠した通常の認定使用環境において、材質および仕上がりにおいて瑕疵がないことを、工場から発送した日から15か月間（以下「**ハードウェア保証期間**」）とします。）保証します。上記保証にかかる本件ハードウェアについて、そのハードウェア保証期間中に瑕疵が存在するものと証明された場合、グラスバレーは、その単独の裁量により、（1）部品および作業代を徴収することなく瑕疵あるハードウェアを修理するか、（2）瑕疵あるハードウェアを代替品と交換することとします。ハードウェア、代替製品や部品には修復された素材が含まれる場合があります。

9.1.2 **本件ハードウェアの返送手続** 顧客は、本件ハードウェアの標準有限保証に基づくサービスを受けるために、グラスバレーに対し、ハードウェア保証期間が満了するまでに、下記「**製品サポート**」に従って、カスタマーサービスコールセンターに連絡する方法をもって、瑕疵の疑われる事項を通知しなければなりません。かかる通知を受け取った場合、グラスバレーは、経済的に合理的な範囲で瑕疵の存否を確認し、当該瑕疵が本件ハードウェアの故障の結果であるかを確認します。本件ハードウェアの瑕疵が確認された場合、グラスバレーは、瑕疵ある本件ハードウェア返品のための機材返品認可(RMA)番号を顧客に発行します。顧客は、瑕疵ある本件ハードウェアを適切に梱包し、グラスバレーが指定したサービスセンターへ発送するものとし、そのための送料及び公租公課を負担するものとします。瑕疵ある本件ハードウェアが顧客からグラスバレーに到達するまでの間、その滅失毀損の危険は、顧客が負担するものとします。顧客から瑕疵ある本件ハードウェアを受領した場合、グラスバレーは、その単独の裁量により、当該ハードウェアの修理又は交換を行うものとします。修理又は交換したハードウェアを顧客へ送付するための送料及び公租公課は、グラスバレーの負担とします。修理又は交換したハードウェアがグラスバレーから顧客に到達するまでの間、その滅失毀損の危険は、グラスバレーが負担するものとします。

9.1.3 上記にかかわらず、グラスバレーが次の各事由に該当すると合理的に認めた場合、グラスバレーは、顧客に対し、その時点におけるグラスバレーの料率表に基づく問題解析のための費用及び対象となった本件ハードウェアを顧客に返送するための全ての送料ないし公租公課の支払を受けることができるものとします。瑕疵の疑いある本件ハードウェアの機能に問題がなく、製品要領に従ったものであること。瑕疵の疑いのある本件ハードウェアが本製品保証方針の対象でないこと。保証の履行請求がハードウェア保証期間を徒過して行われたこと。

9.1.4 グラスバレーの単独の裁量により、「非常に重大な故障」（以下に定義されます。）が認められる場合、独立の特定可能なシリアルナンバーの付された部品であって、かつ、単体で完全なパーツとして出荷ができるパーツとの交換のために、グラスバレーによるハードウェアを先渡して交換するサービス（以下「**ハードウェア先渡交換サービス**」）とします。）を提供することができるものとします。

とします。この場合、本件グローバル契約条項第10.3項に規定されたハードウェア先渡交換条項の適用を受けるものとします。顧客は、代替パーツ（以下に定義されます。）の受領後30日以内に、グラスバレーのサービスセンター宛に故障パーツを返送しなければならないものとします。顧客が特定の運送会社を通じて故障パーツを返送しなかった場合、顧客は、グラスバレーに対し、当該パーツの定価を支払うものとします。加えて、上記の場合、グラスバレーは、グラスバレーに当該故障パーツが返却されるまでの間、顧客に対する先渡交換サービスを差し止めることができます。

9.1.5 本件ハードウェアの標準有限保証に従って提供される交換品や部品については、製品要領に準拠した通常の認定使用環境において、材質および仕上がりにおいて瑕疵がないことを、工場から発送した日から90日間又は元のハードウェア保証期間のうち残存する期間のいずれか長い方とします。

9.2 単独ソフトウェア及びITハードウェア添付のアプリケーション・ソフトウェアに関するソフトウェアの標準有限保証

9.2.1 **単独ソフトウェア及びITハードウェア添付のアプリケーション・ソフトウェアの保証** グラスバレーは、顧客に対し、以下の内容を工場から発送した日から90日間（以下「**単独ソフトウェア/ITハードウェア添付のアプリケーション・ソフトウェア保証期間**」）とします。）保証します。（1）単独ソフトウェア又はアプリケーション・ソフトウェアが提供されている媒体について、製品要領に準拠した通常の認定使用環境において、その材質および仕上がりにおいて瑕疵がないこと。（2）その仕様書がある場合には、単独ソフトウェア又はアプリケーション・ソフトウェアがその仕様書記載に準拠していること。（3）上記にかかわらず、グラスバレーは単独ソフトウェア又はアプリケーション・ソフトウェアについて、エラーのないこと又は顧客が何らのトラブルなく搭載ソフトウェアを使用できることを保証するものではありません。

9.2.2 顧客は、上記ソフトウェアの標準有限保証に基づくサービスを受けるために、グラスバレーに対し、該当するソフトウェア保証期間が満了するまでに、（1）単独ソフトウェア又はアプリケーション・ソフトウェアの瑕疵を詳細に記載した通知書及び（2）単独ソフトウェア又はアプリケーション・ソフトウェアの購入を証明するものを提示しなければならないものとします。標準有限保証の対象となる単独ソフトウェア又はアプリケーション・ソフトウェアの瑕疵が確認された場合、グラスバレーは、その単独の裁量により、当該ソフトウェアを交換するか、公衆に販売されているソフトウェアアップデートを用いて修復するものとします。グラスバレーがその単独の裁量に基づいて当該ソフトウェアを交換ないしアップデートを用いて修復できないと判断した場合、当該ソフトウェアについて顧客がグラスバレーに支払った代金を返還するものとし、かかる返金は、一切の瑕疵ある単独ソフトウェア又はアプリケーション・ソフトウェアに関する顧客の唯一かつ排他的な救済手段とします。

9.2.3 顧客は、単独ソフトウェア/ITハードウェア添付のアプリケーション・ソフトウェア保証期間中、グラスバレーによって公衆に販売されているソフトウェアのアップデート（以下に定義されます。）をダウンロードすることができます。これに対し、顧客が別途、グラスバレーとの間でこれを可能とする適切なサービス・レベル契約を締結していない限り、顧客は、ソフトウェアのアップグレード（以下に定義されます。）をダウンロードすることができません。上記ソフトウェア保証期間経過後は、顧客は、別途、グラスバレーとの間でこれを可能とする適切なサービス・レベル契約を締結していない限り、アップデート版及びアップグレード版のいずれもダウンロードできないものとします。かかる保証において、「アップデート」とは、ソフトウェアのバグを修正し、主要でない機能を強化したものであって、グラスバレーによってアップデートとして公衆に販売されるものを指します。「アップグレード」とは、グラスバレーがアップグレードとして提供するものであって、ソフトウェアに新しい又は強化された機能・仕様を追加したものを指します。顧客の便宜のため、グラスバレーは、アップデート又はアップグレードを適切に機能させるために必要となるソフトウェアないしハードウェアのリストを提供することができます。本件グローバル契約条項のいかなる条項も、顧客に対し、アップデートないしアップグレードを適切に機能させるために必要となる、インテグレーション・サービス、ハードウェアないしソフトウェア製品又は改良（グラスバレー製か第三者製かを問いません。）を無償で受け取る権利を認めるものではありません。かかるサービスや改良が提供される場合、別途、これらに相当する料金をもって購入することができるものとします。上記にかかわらず、本件グローバル契約条項第6.3項により顧客のライセンスに期限が定められている場合、顧客は、その期限を超えて、アップデートないしアップグレードを受けることはできません。

9.3 搭載ソフトウェアに関するソフトウェアの標準有限保証

9.3.1 搭載ソフトウェアの保証 グラスバレーは、顧客に対し、以下の内容を工場から発送した日から15か月間（以下「**搭載ソフトウェア保証期間**」）といたします。）保証します。（1）搭載ソフトウェアが提供されている媒体について、製品要領に準拠した通常の認定使用環境において、その材質および仕上がりにおいて瑕疵がないこと。（2）その仕様書がある場合には、搭載ソフトウェアがその仕様書記載に準拠していること。（3）上記にかかわらず、グラスバレーは搭載ソフトウェアについて、エラーのないこと又は顧客が何らのトラブルなく搭載ソフトウェアを使用できることを保証するものではありません。

9.3.2 顧客は、本件ソフトウェアの標準有限保証に基づくサービスを受けるために、グラスバレーに対し、該当するソフトウェア保証期間が満了するまでに、（1）搭載ソフトウェアの瑕疵を詳細に記載した通知書及び（2）搭載ソフトウェアの購入を証明するものを提示しなければならないものとします。標準有限保証の対象となる搭載ソフトウェアの瑕疵が確認された場合、グラスバレーは、その単独の裁量により、搭載ソフトウェアを交換するか、公衆に販売されているソフトウェアアップデートを用いて修復するものとします。グラスバレーがその単独の裁量に基づいて当該ソフトウェアを交換しないアップデートを用いて修復できないと判断した場合、当該ソフトウェアについて顧客がグラスバレーに支払った代金を返還するものとします。

9.3.3 搭載ソフトウェアについては、同保証期間中、アップデート版のみ利用可能であり、アップグレード版の提供はないものとします。

9.4 製品サポート 該当する保証期間中、後に定められた場合を除いて、カスタマーサービスコールセンターは、通話連絡を記録する目的のため、年中無休で連絡することができるものとします。南北アメリカ大陸の顧客は、該当するソフトウェア保証期間中又はハードウェア保証期間中、通常営業時間内（グラスバレーの祝日を除く、月曜から金曜日、太平洋標準時間午前8時から午後5時まで）に、該当するグラスバレーのウェブサイトに掲示されたカスタマーサービスコールセンターの電話番号において電話によるテクニカルサポートを受けることができます。南北アメリカ大陸外の顧客は、該当するソフトウェア保証期間中又はハードウェア保証期間中、通常営業時間（グラスバレーの祝日を除く、月曜から金曜日、グリニッジ標準時間午前9時から午後6時まで）内に、該当するグラスバレーのウェブサイトに掲示されたカスタマーサービスコールセンターの電話番号において、電話によるテクニカルサポートを受けることができます。ここに、グラスバレーは、経済的に合理的な範囲で、上記営業時間内に顧客の電話連絡への対応に努めるものとします。これに加えて、非常に重大な故障については、顧客は、外部呼出サポートプログラムを通じて、月曜から金曜日の営業時間外及び土日終日（以下、「**営業時間外**」）といたします。電話によるテクニカルサポートを受けることができます。顧客が非常に重大な故障に直面している場合、営業時間外のテクニカルサポートを受けるため、カスタマーサービスコールセンターに連絡することができます。グラスバレーは、経済的に合理的な範囲で、非常に重大な故障にかかる顧客の電話連絡への対応に努めるものとします。ここに、「非常に重大な故障」とは、対象製品が当該故障によって、その機能が完全に失われるか、著しく低下した状態であって、その状態を回避したり代替措置を講じたりすることができない状態をいいます。上記にかかわらず、グラスバレーは、EDIUS® 及び ProCoder® 関連製品については、電話によるテクニカルサポート及び非常に重大な故障に対する営業時間外のサポートは提供しないものとします。これらの製品に関するサポートは、電子メール又はインターネットを通じて、グラスバレーの裁量に基づいて提供されるものとします。

9.5 その他の保証

9.5.1 「既使用、Bストック又はデモ」保証

「**既使用、Bストック又はデモ**」製品とは、顧客に対し、見積書上、これらの名称で販売された本件製品であって、本件ハードウェア、搭載ソフトウェア又はこれら両者を組み合わせたものを指します。グラスバレーは、ここに、これらの本件製品について、以下の事項を表明します。

9.5.1.1（1）従前、第三者によって所有されていた可能性があること、（2）従前、デモンストレーションその他の用途のために使用された可能性があること、（3）販売前に既に調整されている可能性があること及び（4）傷等の軽微な不具合が存在する可能性があること。グラスバレーは、これらの本件製品を、販売時点の現状有姿で販売するものとします。上記表明を前提として、グラスバレーは、これらのソフトウェアが引渡時において、その時点のグラスバレーの製品改訂レベルに合致すること、及びハードウェアについては発送日から15か月間稼働可能であることについて、限定的な保証をします。ただし、かかるハードウェアには、以前の使用に伴う通常の経年変化による軽微な瑕疵が存在する可能性があります。上記保証にかかるハードウェアについて、その保証期間中に瑕疵が存在するものと証明された場合、グラスバレーは、その単独の裁量により、部品および作業代を徴収することなく瑕疵あるハードウェアを修理するか、瑕疵ある製品を他の同様の製品と交換することとします。本件ソフトウェアについては、90日間の標準的な保証の対象となるものとしますが、第三者のソフトウェアについては、何らの保証もいたしません。

9.5.2 「中古」保証

9.5.2.1 「**中古**」製品とは、顧客に対して中古品として販売された本件製品であって、本件ハードウェア、搭載ソフトウェア又はこれら両者を組み合わせたものを指します。単独ソフトウェアは、「中古」として販売されることはありません。グラスバレーは、ここに、「中古」として販売された本件製品について、以下の事項を表明します。「中古」製品は、その発送の時点において、（1）従前、第三者によって所有ないし使用されていた可能性があること、（2）当該製品の細心の改訂レベルを下回っている可能性があること、（3）大きな傷等美観上の不具合が存在する可能性があること。及び（4）当該製品の現在の水準を満たしているかどうかについて試験をしていないこと。「中古」として販売されたものは、**一切の瑕疵を含めた現状有姿で販売されたものであって、グラスバレーは、本項に定められた事項を除いて、一切の保証を行わないことを、ここに明記します。**

9.6 **保証の除外事由** 上記各保証を受けるためには、顧客は、該当する保証期間内に、グラスバレーに対し、瑕疵の存在を通知するものとします。顧客は、瑕疵ある本件製品を適切に梱包し、グラスバレーが指定したサービスセンターへ発送するものとし、そのための送料及び公租公課を負担するものとします。本件製品を顧客へ返送するための送料及び公租公課は、グラスバレーの負担とします。この保証は、顧客が本件製品を不適切に使用し、又は不適切に管理保管したことによって生じた瑕疵、故障ないし損傷には及びません。

本方針に基づく保証は、次の各事由を原因として生じた瑕疵、故障ないし損傷を対象としないものとします。（1）本件製品をグラスバレーの許諾したライセンスに違反し、又は、本件製品要領に合致しない状態で使用したこと。（2）グラスバレー以外が供給した機器、ソフトウェアないし設備とともに本件製品を使用したこと。（3）インストール、使用方法、保守ないし管理に関する指示に従わないこと。（4）直接かリモートか問わず、グラスバレーによる適時の本件製品へのアクセスを許可しなかったこと。（5）顧客に提供された範囲の全てのアップデートを実施しなかったこと。（6）出荷後に本件製品が感染したウィルス又はマルウェア。いかなる場合においても、グラスバレーは、グラスバレーの人員以外の者が行った作業にかかる費用を顧客に償還しません。また、保証対象製品について以下の作業を行いません。（a）グラスバレーの人員以外の者が本件製品へのインストール、修理その他の作業を試みたことに起因する損傷の修復。（b）不適切な使用又は適合しない機器との接続に起因する損傷の修復。（c）グラスバレーの書面による承諾なく、改変され、又は他の製品に組み込まれた製品にかかる作業。本件製品は、その使用年数及び通常の損耗に応じて使用可能な状態に保たれるものとし、本件グローバル契約条項のいかなる条項も、グラスバレーにおいて、本件製品を新品ないし新品同様の状態に保持する義務を負担させるものではないこと明示的に確認します。グラスバレーは、本件製品の過去のバージョンとアップデート版ないしアップグレード版との適格的な適合性を保証しません。この保証は、その他すべての権利、条件ないし保証に代えて、提供されるものとします。グラスバレーは、上記を除いて、明示又は黙示を問わず、ソフトウェア、ハードウェア、製品、関係書類及びグラスバレーのサービスに関し、商品適格性、特定の目的への適合性及び第三者の権利侵害の不存在を含め、いかなる保証も行いません。グラスバレーによる瑕疵あるハードウェア又はソフトウェアの修理又は交換は、ハードウェア又はソフトウェアの標準有限保証の違反に対する顧客の唯一かつ排他的な救済手段となります。グラスバレーは、いかなる製品についても、瑕疵が存在しないこと又は製品の瑕疵が修復可能であることを保証しません。

9.7 第三者の製品 本条項のいかなる記載にかかわらず、グラスバレーが別途これと異なる旨の表示をしない限り、グラスバレーは、第三者の製品（ハードウェア及びソフトウェアを含みます）について、**一切保証を行わず、「現状のまま」の状態を提供するもの**とします。ただし、かかる第三者の製品に独自の保証がついている場合、グラスバレーは、その権限の範囲内で、顧客に対し、かかる保証を譲渡するものとします。これによる保証の履行は、顧客と第三者との間で、直接行うものとします。

10 サポートサービス

10.1 一般 サポートサービスの購入とともに、見積書/契約書で特定されたサポート期間の開始日から、以下に定められたサポートサービス条項の効力が生じるものとし、該当するグラスバレー・サポート・サービス契約（以下「**サポート契約**」）といえます。）にも、これらが適用されるものとします。顧客及び見積書/契約書で特定された対象地域内に存在する顧客の関連会社は、購入にかかるテクニカルサポートサービスを受けることができます。この場合、サポートサービス条項中「顧客」には、対象地域内の関連会社を含むものとします。

10.2 アップグレード保証及び保証延長 当該製品にかかる標準的な保証期間中、顧客が本件製品とともにサポートサービスを購入するか、本件製品後にアップグレード保証を購入した場合、顧客に対するサポートは、購入にかかるサポート契約のレベルへ拡張します。（以下、総称して「**アップグレード保証**」といえます。）単独ソフトウェア又はITハードウェア添付のアプリケーション・ソフトウェアのいずれかの購入時に保証延長を購入した場合、これらのソフトウェアについて、工場から発送した時点から90日間ないし15か月間の延長された保証を受けることができます（以下「**保証延長**」といえます。）。

10.3 グラスバレー・サポート・サービス契約 グラスバレー・サポート・サービス契約として提供されるサポートサービスは、以下のとおりです。

種類	GV CARE ベーシックサポート契約	GV CARE エリートサポート契約
製品	EDIUS 及び ADVC コンバーターを除く全て	EDIUS 及び ADVC コンバーターを除く全て
有効期間 又はサポート期間	見積書/契約書ごとに 1年又は3年	
24x7 コールセンター アクセス	有り	有り
電話による テクニカルサポート	クリティカル以外：9時-5時、クリティカル：24時間 x7日間 クリティカル以外：3営業日 クリティカル：翌営業日	クリティカル以外：9時-5時、クリティカル：24時間 x7日間 クリティカル以外：8時間 クリティカル：4時間
ハードウェア サポート		
• 工場修理	グラスバレーの裁量による	グラスバレーの裁量による
• 先渡モジュール 交換	有り	有り
• 発送サービス レベル目標	クリティカル以外：経済的に合理的な範囲 クリティカル：翌営業日発送	クリティカル以外：翌営業日発送 クリティカル：翌営業日発送
ソフトウェア サポート		

• アップデート • アップグレード	含まれる 含まれない	含まれる 含まれる
オンサイトサポート	含まれない	含まれない

種類	EDIUS ケアサポート契約	EDIUS エリート・サポート契約
有効期間 又はサポート期間 及び言語	1年 英語のみ - その他の言語はグラスバレーの裁量による	
製品	EDIUS Pro, NEO 及び Express	EDIUS Pro/Elite
コールセンター アクセス	9時-5時 米国のみ	24時間 X7日
電子メールサポート	有り	有り
レスポンス時間 • サービスレベル 目標	なし	24時間 x7日 クリティカル以外：8時間 クリティカル：4時間
特徴	ビデオチュートリアルへのアクセス EDIUS ナレッジベースへのアクセス ユーザーフォーラムへのアクセス	ビデオチュートリアルへのアクセス EDIUS ナレッジベースへのアクセス ユーザーフォーラムへのアクセス
ソフトウェア サポート • アップデート • アップグレード	含まれる 含まれない	含まれる 含まれる
ピックアップ	含まれない	欧州連合内のカメラエリートサービス契約限定；対象機器について、グラスバレー修理センターとの間の配送業者による集配サービスの提供

特徴	カムケア・サポート契約
製品	カメラ
有効期間又はサポート期間	1年間
電話によるテクニカルサポート	該当無し
• レスポンスのサービスレベル目標	該当無し
ハードウェア	

サポート	
・工場修理	無し
・先渡しモジュール交換	無し
・発送サービスレベル目標	該当無し
ソフトウェアサポート	
・アップデート	有り ただし、期限付きライセンスの場合を除きます。
・アップグレード	含まれない
オンサイトサポート	対象機器全部を対象として、年1回、標準的な予防的メンテナンス訪問を行います。

ハードウェア予定交換オプション グラスバレーは、該当する見積書にて別途合意した対価を得ることを条件として、以下の制限のもとで、顧客に対し、GV CARE ベーシックサポート契約又はGV CARE エリートサポート契約に付随して、「**ハードウェア予定交換オプション**」を提供することがあります。このオプションが購入された場合、グラスバレーは、サポート契約期間満了時に、顧客が使用している汎用 IT サーバーを同等品と交換するものとします。ただし、次のとおりの制限があります。(1) 新しいサーバーを設置する際のオンサイト作業は含まれません。(2) 古いサーバーはグラスバレーに引き渡され、グラスバレーの所有になるものとします。(3) サポート契約期間は3年とし、顧客は、3年分のサポート料を一括して前払するものとします(分割払いは認められません。)(4) 法令の許容する範囲で、オプションは当初のハードウェア購入時になされる必要があります。(5) このオプションの対象となる製品は、次のとおりです。

- ・ NV920
- ・ NV9000
- ・ VX-Vertigo-XG
- ・ iTX Appliance Server
- ・ VX-MS-Pro
- ・ iControl Application Server
- ・ CPM-6001
- ・ MOP-6000
- ・ Stratus Core Services Servers

カムケア予防的メンテナンスサービス、本件サービスの前提条件及びカムケア除外事項 グラスバレーは、サポート期間中、カムケア見積書に明示された特定の対象機器について、一定の日数をかけて、オンサイトでの予防的メンテナンスサービスを提供するためのサービスエンジニアを派遣します。顧客とグラスバレーとは、予め、特定のオンサイト訪問日を協議して定めるものとします。予防的メンテナンスには、以下のものが含まれます。

- ・ 全ての対象機器のソフトウェアのバージョン確認、推奨されるアップデートのインストール(ただし、有効期限を超過している場合はこの限りではありません。)
- ・ RGB出力、ピクセル欠落(黒色)、ピクセル逸脱(白色)の確認
- ・ マニュアル及びホワイトバランス(AW1/AW2)の確認、次の各事項の機能テスト、診断及び調整: ベーシックシェイディング、ガンマ、フレア、ディテール、シャッター、アスペクト比率(SDのみ)、フィルターホイール、ビューファインダーコントロール、インターコム、シグナリング、オーディオ
- ・ 対象機器のメカニクスのうち、次の各部位を含む機能テスト、スクリュー、ノブ、ポテンショメータ、スイッチ、コネクタ、SDI、トリアックス、光ファイバコネクタ(該当する場合)
- ・ ダストクリーニング

カムケアサービス提供の前提条件として、顧客は、訪問したグラスバレーのサービスエンジニアに対し、次の機器を提供するものとします。3200度スポットライト、HD波形モニター又はラスタライザ、HD-SDI入力及びネイティブ解像を備えたSD/HDビデオモニター及びファイバコネクション清掃資材

カムケアのオンサイト予防的メンテナンスの結果推奨される修理については、含まれていません。対象機器が別途グラスバレーの保証ないしベーシック又はエリートレベルサポート契約の対象となっていない場合、グラスバレーは、個別に、修理のために必要となる作業費、材料費及び配送費の見積書を提示することとします。カムケアの代金には、オンサイト予防的メンテナンスのための交通費その他の実費は含まれていません。グラスバレーは、これらが発生する都度、顧客に請求するものとします。

10.4 除外事項 特別な機能強化、新たな仕様又は機能追加を伴うものであって、アップデートやアップグレードではなく、本件ソフトウェアの新しいバージョンとして提供されるものについては、顧客において、グラスバレーが別途見積提示した金額で購入する方法によってのみ提供されるものとします。グラスバレーが顧客との間で、別途、ソフトウェアのインストール作業を行う旨の合意をしていない限り、アップデートないしアップグレードを含む全てのインストール作業は、顧客の責任において行われるものとします。顧客は、グラスバレーに対し、保証のために、アップデート及びアップグレードのインストールが完了したことを通知するものとします。顧客は、アップデート又はアップグレードのサービスを受けるために、本件ソフトウェアを2回の改訂の範囲内で維持しなければならないものとします。本件グローバル契約条項のいかなる条項も、顧客に対し、アップデート版ないしアップグレード版の適切な導入に関連して必要とされ、又は推奨されることのある、インテグレーション・サービス、ハードウェア又はソフトウェアの改良や第三者のソフトウェアを無償で受け取る権利を認めるものではありません。グラスバレーは、第三者のソフトウェアのアップグレードを提供する義務を負いません。上記対応時間はサービスレベルオブジェクトにおける目安に過ぎません。実際の対応時間はこれと異なる場合があります。問題の最終解決に至るまでに、更に時間を要する場合があります。期限付きライセンスのみの購入の場合、その期限後は、顧客はアップグレード又はアップデートを受けることができません。

10.5 上記サポート契約の種類のほか、顧客は、グラスバレーとの間で、双方協議の上で署名した文書をもって、カスタマイズされたサポート契約を購入することができます。

10.6 ハードウェア先渡し交換の条件 グラスバレーは、上記第10.1項に規定されたハードウェア先渡し交換サービスを、エリートサポート契約又はベーシックサポート契約を購入した顧客に対し、以下の条件のもとで提供することとします。

10.6.1 発送 グラスバレーは、代替パーツが当該問題を解決するために必要であると判断される場合、非常に重大な故障については翌営業日中、その他の故障については合理的期間内に、代替パーツを顧客に発送するものとします。グラスバレーは、各部品の交換のための運送費を負担します。顧客は、見積書/契約書に定められた顧客の対象領域外で発生する公租公課を負担するものとします。グラスバレーは、代替パーツがサービスセンターから顧客に到達するまでの間、各部品の滅失毀損の危険を負担するものとします。顧客は、故障パーツ返還の運送費を負担するものとします。故障パーツが顧客からグラスバレーに到達するまでの間の滅失毀損の危険は、顧客が負担するものとします。

10.6.2. パーツの交換 グラスバレーは、故障パーツの代替品として、対象パーツと同等又は同等以上の、良好に使用可能で、かつ、その時点で仕様に準拠した新品又は再構築済みのパーツ(以下「代替パーツ」といいます。)を提供するものとします。故障パーツを別種のパーツと交換する場合、交換後のパーツは、故障パーツと同等又は同等以上の仕様を満たすものとします。グラスバレーによって代替パーツと交換されたパーツは、全てグラスバレーの所有物となります。パーツ交換手続の開始に先立って、グラスバレーの電話テクニカルサポート専門員において、故障パーツが不具合の原因であること及び当該パーツの修理・交換が必要であることを確認するものとします。

10.6.3 パーツの受領及び返還 顧客は、代替パーツの受領後30日以内に、グラスバレーのサービスセンター宛に故障パーツを返送しなければならないものとします。顧客が特定の運送会社を通じて故障パーツを返送しなかった場合、顧客は、グラスバレーに対し、当該パーツの定価を支払うものとします。加えて、上記の場合、グラスバレーは、グラスバレーに当該故障パーツが返却されるまでの間、顧客に対する先渡交換サービスを差し止めることができるものとします。

10.6.4工場におけるハードウェア修理 ハードウェアの故障がハードウェア先渡交換によって修復できない場合、グラスバレーは、その裁量により、当該対象製品を認定サービスセンターにおいて修理するものとします。顧客は、対象製品が顧客からグラスバレーのサービスセンターに到達するまでの間、その滅失毀損の危険を負担します。グラスバレーは、修理済みの対象製品がグラスバレーから顧客に到達するまでの間、その滅失毀損の危険を負担します。

10.7 サポートサービス料金及びその改定 グラスバレーは、サポートサービス料金を、サポート期間中、各暦年末から60日前までに改定することができ、改訂後の料金は、当該暦年の最初の日に遡って適用することができるものとします。顧客は、見積書/契約書に定められたサポートサービス料金のほか、該当するベシック又はエリートサポート契約の範囲に含まれないサービス及び費用負担について、別途見積書が発行されないかぎり、その時点におけるグラスバレーの時間制料金及び実費を支払うものとします。

10.8 対象となる製品 本契約の対象となる製品（以下「本製品」又は「対象製品」という。）は、エリート又はベシックサポート契約のための見積書/契約書にしたがって、グラスバレーのサービス部門が作成した製品リストに記載された全ての製品又は別途当事者間で合意した製品（ただし、この合意は改訂しうるものとします。）とします。対象製品には、第三者の独立したブランドの製品及びソフトウェア並びにOEM製品及びソフトウェアは含まれないものとします。ただし、グラスバレーにおいて、かかる製品ないしソフトウェアについて、そのシリアルナンバーを特定したうえで、特に本製品に含める旨の合意文書に署名した場合は、この限りではありません。顧客は、以下の要領で正当に改訂された見積書/契約書を修正することにより、サポート期間中にサポート契約の対象となる製品を追加することができます。その場合、顧客は、本件グローバル契約条項第10.10条に従ってグラスバレーの要請により調整されたサービス料金を支払うものとします。

10.8.1 既に締結された契約の対象となっている製品 顧客は、グラスバレーとの間で、既に合意しているサポート契約の対象となっている製品を追加することができます。この場合、予め、当該製品を当該既存契約の条項に従って、当該既存契約の対象から除外するものとします。

10.8.2 標準保証方針の対象となっている製品 顧客は、現にグラスバレーの標準保証の対象となっている製品を追加することができます。この場合、かかる製品に関する、サポート契約に基づくグラスバレーの本件サポートサービス提供義務及び顧客のサービス料金支払義務の開始時期は、次のいずれかの時点とします。（1）該当する保証期間が終了したとき。（2）該当する保証期間中に、標準保証を追加的に強化する「アップグレード保証」が購入されているときは、サポート契約に当該製品が追加されたとき。

10.8.3 保証外製品 顧客は、グラスバレーの承認のもとに、既に締結されたサポート契約及びグラスバレー標準保証方針のいずれにも該当しない製品（以下「保証外製品」といいます。）を追加することができます。この場合、かかる製品に関する、サポート契約に基づくグラスバレーの本件サポートサービス提供義務及び顧客のサービス料金支払義務の開始時期は、本契約に当該製品が追加された日とします。本条項の定めにかかわらず、保証外製品を本契約に追加する前に、グラスバレーは、顧客の費用負担のもとに当該製品を検査することができます。さらに、顧客に対し、次の各事項のいずれか又は双方を要求することができるものとします。（a）顧客の費用負担のもとで、当該製品をサポート可能なレベルのハードウェア、ファームウェアないしソフトウェアにアップグレードすること。（b）顧客の費用負担のもとで、既存の欠陥のあるハードウェアを交換すること。保証外製品について上記アップグレードないし欠陥のある製品の修理交換に伴う費用が発生する場合、顧客は、当該製品を本契約に追加するまでに、グラスバレーが別途提示する見積金額を支払うものとします。

10.9 料金の調整 グラスバレーは、第10.8条に従って、1年ごとにサポートサービス料金を調整する権利を保有します。加えて、次の各場合には、グラスバレーは、その単独の裁量に基づき、経済的に合理性な範囲で、料金を調整することができるものとします。

10.9.1 設置場所の変更 顧客が対象製品の全部又は一部を対象場所から物理的に移動させ、新たな場所に設置した場合、顧客とグラスバレーは、該当するサポート契約を改訂するものとします。かかる改訂を行う前に顧客が設置場所を変更させたときは、グラスバレーは、当該製品について本件サポートサービスの提供を停止することができます。

10.9.2 追加製品 本件グローバル契約条項第10.9.3項に従って、顧客が製品の追加を希望する場合

10.9.3 使用終了製品 顧客において、特定の製品の使用を終了し、当該製品を対象場所から物理的に移動させることを希望する場合。この場合、（a）顧客は、グラスバレーに対し、当該製品の使用終了及び設置場所からの移動の事実を、その30日以上前に文書で通知したうえで、（b）顧客とグラスバレーとの間で、かかる事実を反映したサポート契約の改訂文書を作成するものとし、（c）グラスバレーは、顧客に対し、既払いの本件サービス料金のうち、当該製品にかかる部分に応じたクレジットを付与するものとします。

10.9.4 追加的なサービス 顧客において、購入済みのサポート契約にサービスを追加することないしサービス要領を変更することを希望する場合。この場合、サービスの追加ないし他のサポートサービス要領に変更する前に、見積書/契約書について文書で改訂を行うものとします。

10.9.5 サービスの終了 グラスバレーは、その単独の裁量に基づいて、（a）30日前の書面による通知をもって第三者の製造した製品又は（b）365日前の書面による通知をもってグラスバレーの製造した製品について、サポートサービスを終了させることができるものとします。他の条項の定めにかかわらず、サービス終了の対象となった製品にかかるグラスバレーの本件サポートサービス提供義務は、上記期間満了により自動的に消滅するものとし、グラスバレーは、顧客に対し、上記サポートサービスの終了を反映した改訂合意の提示を行うものとします。グラスバレーは、顧客に対し、既払いのサービス料金のうち、サポート終了の対象となった製品にかかる部分に応じたクレジットを付与するものとし、このクレジットは、顧客によって、本件サポートサービスの対象となっている他の製品又は新たな製品のサポートサービス料金を充当することができるものとします。

10.10 顧客の責任 顧客は、対象製品の所在する全ての対象場所において、当該製品に付属するユーザーマニュアルに記載された使用環境に適合するようにしなければならないものとします。対象場所がかかる使用環境に適合しない場合、これが適合するまでの間、グラスバレーは、当該対象場所に所在する全ての製品についてサービスを停止することができるものとします。これに加えて、グラスバレーが、その単独かつ合理的な裁量に基づいて、対象場所が衛生安全基準を満たしていない、危険である、又はグラスバレーによる契約上の義務の履行の妨げになると判断した場合、グラスバレーは、その選択により、そのような状態が解消されたものとグラスバレーが合理的に認めるまでの間、サポート契約に基づく義務ないし責任を負うことなく、当該対象場所における本件サポートサービスを全て停止することができるものとします。60日を経過しても、そのような状態が解消されたと認められないときは、グラスバレーは、第10.14項に従って、本契約を解除することができるものとします。

10.11 サービス・コンタクト 顧客は、グラスバレー・サポート契約に基づく本件サポートサービスを受けるために、グラスバレーのカスタマーサービスコールセンターに連絡しなければならないものとします。その際、顧客は、サービス・レベル契約の契約番号及び当該製品の部品単位のシリアルナンバーを告知するものとし、当該連絡の記録とともに将来にわたって事案を特定するための案件通知番号を受け取るものとします。

10.12 除外事項 サポートサービス料金には、次の各事由を原因として生じた損害、問題ないし故障への対応の対価が含まれないことを明示的に確認します。天災、戦争、地震、台風、洪水、破壊活動、火災、爆発、暴動、ストライキ、ロックアウト又はこれに類するものを含む外的要因（ただし、これらに限られません。）による災害を原因とする電力供給障害等。グラスバレーが文書によって承諾した場合を除いて、

グラスバレー以外が供給した製品ないしソフトウェアとともに対象製品を使用したこと。インストール、使用方法、保守ないし管理に関する指示に従わないこと。直接かリモート問わず、グラスバレーによる適時のアクセスを許可しなかったこと。顧客に提供された範囲の全てのアップデートないしアップグレードを実施しなかったこと。顧客の保守事項又は日常管理の不備、使用方法の不備、もしくは、故意又は過失による誤用。保管、電力供給又は空調の不備。対象製品のインストールないし修理がグラスバレーの者以外の者によっておこなわれたために生じた損害。グラスバレー又は顧客によって再現できない問題ないし故障。輸送。事故。グラスバレーが供給していない関連製品又は付属品によって生じた故障。出荷後に対象製品が感染したウイルス又はマルウェア。消耗品の交換。アップデートないしアップグレードを正しく行うために必要となるサービス、ハードウェア又はソフトウェアの改良ないし第三者のソフトウェア。

10.12.1 上記の事由による製品の毀損又は破損を修理するためのサービスの対価は、サポート契約の対象外であり、別途、その時点におけるグラスバレーの料金表に従って請求されることを明示的に確認します。

10.12.2 上記に加えて、対象製品は、その使用年数及び通常の損耗に応じて使用可能な状態に保たれるものとし、本件グローバル契約条項のいかなる条項も、グラスバレーにおいて、対象製品を新品ないし新品同様の状態に保持する義務を負担させるものではないことを明示的に確認します。

10.12.3 法令が許容する範囲内において、グラスバレーは、保証期間満了後、サポート契約を締結するまでの間の保証対象外期間について、合理的なサポート料を請求する権利を有するものとします。

10.13 契約の解除 このサポートサービス条項は、次の各項に従って解除することができるものとします。

10.13.1 義務の不履行 当事者双方は、他方当事者が主要な義務の履行を怠った場合には、本契約を解除することができるものとします。ただし、解除する当事者が他方当事者に対し、解除の効力が発生する日の60日前に当該不履行の事実を文書で通知し、かつ、他方当事者において解除する当事者が合理的に要求する程度までに不履行を解消しなかった場合に限り、この場合、解除の効力は、催告期間60日の最終日又は催告書において特定された効力発生日のいずれか遅い日に生じるものとします。

10.13.2 製品の移動 グラスバレーは、顧客が対象商品を移動させたことによりグラスバレーによるサポート契約に基づく本件サポートサービスの実施を困難にし、又は義務を履行できない状態になった場合、本契約を解除することができます。この場合、顧客は、該当するサポート契約にかかる残りの料金の25パーセントに相当するキャンセル料を支払うものとします。

10.13.3 自己都合 当事者双方は、他方当事者に対し、文書により、サポート期間中の年末をもって解除する旨の通知を行うことによって、サポートサービス条項の自己都合による解除をすることができるものとします。ただし、かかる通知は、当該年度末の少なくとも30日以上前になされなければならないものとします。顧客は、サポート期間全体の長さや先払いであることなどのために本件サービス料金が割引されていることをここに確認します。顧客が本条項に基づく解除をする場合、残存する有効期間にかかる本件サービス料金の25パーセントに相当するキャンセル料を支払うことに同意します。

11 プロフェッショナル・サービス

11.1 グラスバレーの標準プロフェッショナル・サービスを購入した場合のサービス要項は、次のウェブサイト（又はグラスバレーにおいて適宜指定する他のウェブサイト）において公開されており、ここにこれを引用し、本件グローバル契約条項の一部とします。他の全てのサービス要項は、ここに集約されるものとし、（1）見積書/契約書に添付され、グラスバレーによって顧客の注文書が承認された時点で効力を生じるか、（2）顧客に提供され、双方当事者の署名によって効力が生じるものとします。グラスバレーによる全てのサービスについては、別途当事者双方がこれと異なる内容の合意書に署名しない限り、本件グローバル契約条項及び該当するサービス要項を含む見積書/契約書の適用を受けるものとします。各サービス要項には、サービスの具体的な内容、場合によってグラスバレーが提供

すべき本件成果物並びにグラスバレーが依拠すべき顧客の前提条件及び仮定的条件（以下「仮定的条件」といいます。）が記載されるものとします。顧客は、グラスバレーにおいて本件サービスを適切かつ円滑に遂行するために合理的に必要なとなる情報ないし協力体制とともに、顧客の提供すべき前提条件（以下「顧客前提条件」といいます。）を満たさなければならないものとします。グラスバレーは、その合理的な判断に基づいて、顧客が顧客前提条件の全てを完全に履行するまでの間、本件サービスを提供する義務を負わないものとします。特定の顧客要望事項がある場合には、当事者双方によって署名されたサービス要項又はこれに添付されたスケジュール表の中に定めることができるものとします。グラスバレーは、サービス要項において適切に特定されていないサービスを履行する義務を負わないものとします。

11.2 顧客又はグラスバレーから、サービス要項のスケジュール延長、報酬・費用の改定ないしグラスバレーの実施する作業内容の調整等（以下それぞれを「条件変更」といいます。）を必要とする、本件サービスの内容（又は本件サービスの提供場所や本件サービスの対価）の変更の申出がなされることがあります。サービス要項の条件変更は、以下の各場合に必要となります。（a）顧客が適時に顧客前提条件を満たさない場合（b）顧客がグラスバレーに提供した情報について、実質的な変更や欠落が生じている場合（c）仮定的条件が誤っている場合（d）予期せぬ事象発生により、顧客にとってのサービス需要やその内容に実質的な変化があった場合（又は（e）サービス範囲外の作業が必要となる場合。グラスバレーは、顧客に対し、条件変更注文書（以下「条件変更注文書」といいます。）を提供するものとし、これに、前記場合を特定するとともに、本件サービス、本件成果物、スケジュールないし報酬・費用（条件変更注文書の作成費用を含みます。）への変更事項を明示するものとします。顧客は、各条件変更注文書について、5営業日以内に署名するか拒否するかを回答するものとし、その期間内に顧客が当該条件変更注文書に対し署名も拒否もしない場合には、グラスバレーは、かかる変更を考慮せずに本件サービスを提供するものとします。この場合、グラスバレーは、条件変更が考慮されなかったことによるプロジェクトスケジュールの遅延について、何ら責任を負わないものとします。顧客は、条件変更注文書を受領した場合、注文書を発行するものとします。

11.3 グラスバレーは、業界の支配的な標準にしたがって、本件サービスを業務として遂行するものとします。グラスバレーは、顧客において、（1）見積書/契約書に基づく支払を行い、（2）グラスバレーが承認可能な本件サービスにかかる注文書を発行し、かつ（3）該当する場合に顧客前提条件を全て満たした場合でなければ、本件サービスを遂行する義務を負いません。

11.4 サービス要項又は見積書/契約書で別途定めのない限り、グラスバレーは、該当するサービス要項の義務を履行するために必要となる全ての材料、機器及び適格人員を自ら提供することとします。グラスバレーは、その裁量のもとに、適宜必要と認められた場合には、本件サービスの提供のために下請業者又はコンサルタントを利用することができます。当事者双方は、各当事者において、適時にサービス要項に定められた作業及び義務を履行しない場合には、本件サービス又は本件成果物の提供が遅延する結果となり得ることを確認します。

11.5 グラスバレーは、顧客に対し、該当するグラスバレー見積書/契約書に定められたとおり、本件サービスに対する報酬と本件サービスの提供に伴う全ての費用を申し受け、支払条件は、別途、見積書/契約書又は他の署名ある書面で合意がなされない限り、本件グローバル契約条項第2項記載の標準支払条件によるものとします。該当するサービス要項に別途定めのない限り、顧客は、グラスバレーに対し、本件サービスの提供に関連してグラスバレーが必要とする範囲で、無償で、顧客管理物件内のオフィススペース、家具、電話回線、各種便益（エアークンディショニングを含みます。）、オフィス関連機器、消耗品、複製サービス、VPN及びサポートサービス並びに施設のセキュリティサービスをグラスバレーによるものと同等のレベルで提供するものとします。本件サービスを提供するために、見積書/契約書作成時点でグラスバレーが予期していた時間数ないし日数を相当程度上回る時間数ないし日数が必要となることが判明した場合、グラスバレーは、改定された見積書/契約書を顧客に提示する方法により、報酬額を増額することができるものとします。顧客が報酬額の増額を拒否した場合には、グラスバレーは、何らの責任を負担することなく、見積書/契約書を解除することができるものとします。

11.6 該当するサービス要項の開始日又はそれ以前に、顧客は、その費用負担のもとに、グラスバレーが本件サービスを提供するために必要となる、第三者の契約、製品その他の物件（ソフトウェア、機器その他のハードウェアを含みます。）を使用、アクセス、場合によっては改変するために必要な同意ないし承諾（以下「必要な同意」）を取得するものとします。かかる必要な同意等には、グラスバ

レーが本件サービスを提供するために施設を改装ないし移転する場合に備えて、ソフトウェアないし機器を移動させることに対する同意等が含まれます。グラスバレーは、合理的な範囲で、顧客が必要な同意等を取得することに協力するものとします（以下「**合格基準**」といいます。）。成果物が合格基準を満たした場合には、顧客によって承認されたものとみなします。合格基準がサービス要項に明記されていない場合、成果物は提供された時点で承認されたものとみなされます。合格基準が定められている場合、(a)顧客は、成果物を受領したときから10営業日以内に成果物が合格基準を満たしていることを確認し、これを満たしていなければ、グラスバレーに対し、書面で不合格の通知を行うものとします。この場合、グラスバレーにおいて不合格事象を再現できるように、当該通知は詳細に記載されていなければなりません。(b)顧客が成果物を受領したときから10営業日以内に承認又は不合格の通知をせず、もしくは、顧客が成果物を使用したときには、そのいずれか早い時点で当該成果物は承認されたものとみなされます。

11.7 顧客は、各本件成果物、レポートその他グラスバレーによって作成されたものについて、適時に、双方が合意したサービス要項その他の書面に定めるところにしたがって、各種基準、時期、方法に合致しているか否かを評価するものとします。

11.8 グラスバレーは、顧客の施設において本件サービス提供の際、顧客の各種設備等へのアクセス及び利用に関して定められた全ての内部規則に従うものとします。顧客は、グラスバレーの書面による事前の承諾を得ることなく、サービス要項に含まれる本件サービスについて、第三者に委託することはできないものとします。

11.9 顧客又はグラスバレーは、他の当事者が本件グローバル契約条項、見積書/契約書、サービス要項又は条件変更注文書に定める義務に実質的に違反した場合には、その義務違反の内容及び日付を記載した書面により、何らの責任を負担することなく、サービス要項を解除することができます。違反当事者が違反を是正するために認められる期間は、上記書面を受け取った日から30日とします。ただし、顧客による支払義務違反については、5日以内には是正する必要があります。かかる違反が上記各期間内に是正されなかった場合、他の当事者は、直ちに当該サービス要項を解除することができます。各当事者は、自己都合により、60日間前の書面による通知をもって、サービス要項を解除することができるものとします。この場合、上記期間の満了時点で自動的に解除の効力が生じるものとします。グラスバレーは、以下の場合には、一方的に、(書面による通知をもって即時に効力が生じるものであって、何らの責任を負うことなく)サービス要項を解除することができるものとします。グラスバレーの合理的な判断のもと、サービス要項に記載された仮定的条件が実現されない、又は正確でない場合。解除までの間に顧客が支払った一切の報酬・費用は、返金されません。加えて、顧客による自己都合解除の場合、解除までに弁済期が到来していた顧客のグラスバレーに対する支払義務は、即時に支払われなければならないものとします。グラスバレーは、解除に先立って、グラスバレーが負担した未払いの費用等及びグラスバレーの基準に従って算出された労務費を請求するものとします。サービス要項の解除又は期間満了の場合、グラスバレーは、顧客に対し、顧客が提供した本件成果物、関連書類その他の資料(秘密情報を含みますが、これに限りません。)を交付するものとします。

12 輸出規制

顧客は、本件グローバル契約条項に従って受領したいかなる製品や技術データも、必要な政府のライセンス、認可、認証や承認を得ることなく、米国もしくは現地国の法律によって当該製品等につき輸出、再輸出、移転が規制されている国へ直接もしくは間接的に輸出、再輸出、移転してはならないものとします。顧客が本条件に従って購入した製品や技術データを転売、もしくは処分する場合は、かかる移転に適用される輸出規制に服するものとし、顧客はその違反の結果による損失や損害賠償、費用をグラスバレーに対して補償し、何らの損害も与えないことに同意します。グラスバレーは、必要な輸出ライセンスや認可の発行が却下、撤回、停止されたり、政府の都合で遅れたことが原因で、製品の納品が遅れたり、納品されなかった場合、その責任を負わないものとします。顧客は、本件グローバル契約条項の承諾により、次の事項を表明したものとします。顧客がアメリカ合衆国、EU又はカナダによる経済制裁の対象となる国の本拠を置く(もしくは居住する)ものではないこと。顧客が米国商務省のDenied Persons リスト又は拡散懸念エンタリリストに掲載されていないこと。顧客が米国国務省のDebarred

Parties リストに掲載されていないこと。顧客が米国財務省のDesignated Nationals 除外リストに掲載されていないこと。直接又は間接にテロ活動のファイナンス、代理ないしサポートを行っていないこと。直接又は間接に核兵器、化学兵器、生物兵器又はミサイル技術の開発又は製造を行っていないこと。直接又は間接に上記各リスト記載の法主体に対して輸出、再輸出、譲渡ないしダウンロードが禁止されるハードウェア、ソフトウェア、技術又はサービスに関与していないこと。

13 不可抗力

各当事者は、不可抗力によって債務の履行の全部又は一部が遅延又は阻止された場合には責任を負わないものとします。ここに、不可抗力とは、各当事者の合理的な支配の範囲外の出来事を指し、天災(洪水、地震、台風など)、流行病、火事、爆発、ストライキ、暴動、戦争、反乱、破壊工作、テロリズム行為やその脅威、平常時においては信頼できる供給元からの供給不足、禁輸、行政措置や不履行(ライセンス、許可、認可の停止や撤回など)、労働争議、これらの次条による下請業者の遅延などがこれに含まれ、その他、影響を受けた当事者の故意・過失を認めることができないもので制御不能な事象を指します。これらによる遅延や阻止が発生した場合、プロジェクトのスケジュールはこれらの事象が止むまで停止するものとし、かかるスケジュールは自動的に延長されるものとします。

14 権利放棄

いずれかの当事者が本件グローバル契約条項のいずれかの条項に基づく権利義務を行使しない場合であっても、これをもって当該条項に基づく権利義務ないし利益を放棄したものとみなすことはできず、かつ、その後発生しうるであろう、あらゆる権利義務を放棄したものとみなすことはできないものとします。また、いずれかの当事者が明示的もしくは暗示的に本件グローバル契約条項のいずれかの条項の違反に対する権利を放棄しても、本契約の他の違反に対する権利を放棄したとはみなされないものとします。

15 譲渡

顧客は、グラスバレーの書面による事前承諾なく、本件グローバル契約条項の権利や義務を譲渡その他の方法で移転してはならないものとします。本条項に違反して譲渡、引渡ししようとしても、グラスバレーを法的に拘束するものではありません。譲受人になろうとする者は、文書をもって、本件グローバル契約条項にかかるすべての条件を承諾することを表明する必要があります。グラスバレーが譲渡を承諾した場合であっても、顧客は、本件グローバル契約条項に定めた秘密保持義務を免除されないものとします。グラスバレーは、自由に本件グローバル契約条項及び注文書にかかる権利義務を譲渡することができるものとします。

16 準拠法

日本国内において所在ないし稼働することを前提として日本国内で購入された本件製品又は本件サービスに関する事項を除いて、本件グローバル契約条項は、法の選択の原理にかかわらず、アメリカ合衆国デラウェア州の州法に従って解釈されるものとします。日本国内において所在ないし稼働することを前提として日本国内で購入された本件製品又は本件サービスに関する事項については、日本法が適用されるものとします。アジア太平洋地域に所在する顧客については、本件グローバル契約条項の存在、効力又は解除に関する紛争を含めて、本件グローバル契約条項に基づき又はこれに関連して発生した紛争を、その時点で有効なシンガポール国際仲裁センターの定めた仲裁規則(以下「SIAC規則」という。)に従って解決するものとします。かかる規則は、ここでの引用により、本販売条件の一部を構成するものとします。仲裁人は1名とします。仲裁手続における使用言語は英語とします。上記以外の地域に所在する顧客については、本件グローバル契約条項に起因する紛争の解決手段として、米国デラウェア州の最高裁判所及び連邦裁判所の裁判権及び管轄権に服することに同意します。当事者双方は、かかる裁判所での手続において、人的な裁判権ないし管轄権の欠如及びフォーラム・ノン・コンビニエンスの原則に基づく主張を予め放棄するものとします。本件グローバル契約条項は、国際物品売買契約に関する国連条約には準拠しないものとし、かかる条約の適用はここに明確に除外します。各当事者は、アメリカ合衆国デラウェア州の裁判所の裁判権に服するものとします。

17 通知

通知はすべて書面にて行い、受領をもって効力を生じるものとします。顧客への通知は注文事務所もしくは注文書にあるその他の住所に送付されます。グラスバレーへの通知は見積書/契約書に記載されたグラスバレー関連主体に送付するものとします。

18 可分性

本件グローバル契約条項のいずれかの条項が裁判所の決定により法的強制力がない、もしくは無効であるとされた場合であっても、本件グローバル契約条項全体の法的強制力ないし有効性には影響がないものとし、当該条項は関係法令が許容する範囲内で、所期の目的が最大限果たされるような内容に変更され、解釈されるものとします。

19 言語

本件グローバル契約条項は、多数の異なる言語で提供される場合があります。適用言語は英語とし、その他の言語への翻訳は、情報提供のみを目的とするものです。英語と翻訳に不一致が生じた場合は、英語が優先されるものとします。カナダでの販売に関し、当事者双方は、ここに、当事者が英語でこの契約が締結することを相互に要望したことを確認します。**Les parties déclarent qu'elles ont exigé, et par les présentes, confirment leur demande que ce contrat soit rédigé en anglais.**

20 監査権限

グラスバレーから顧客に対する合理的な要請文書により、顧客は、グラスバレー又はその代理人に対し、そのときどきに応じて、顧客の施設及び帳簿へのアクセスを許可するものとします。これは、グラスバレーにおいて顧客が本件グローバル契約条項に適合しているか否かを判断することを目的とし、顧客の事業を不当に阻害しない範囲の監査ないし検査とします。かかる監査によって顧客が本件グローバル契約条項に実質的に違反していることが判明した場合には、顧客が監査ないし検査の費用を負担するものとします。

21 紛争解決

当事者間に紛争、疑義やクレームが起こることもあります。その場合、当該紛争、疑義ないし請求を上記準拠法に基づいて正式に解決することによる費用や影響を最小限に抑えるために、各当事者は、見積書/契約書又は注文書に関して発生する疑義やクレームについて、まず解決する努力をすることとします。

22 顧客の名称利用

見積書/契約書によって購入された本件製品、本件サービスないし本件サポートサービスの対価として、顧客は、以下のような態様でグラスバレーが顧客の名称及びロゴを使用することを許諾するものとします。グラスバレーがそのウェブサイトにおいて、顧客がグラスバレーの顧客であることを表示すること。グラスバレーの内部的、プロモーション用及びマーケティング用の資料に記載されるリストの一部に表示すること。顧客は、グラスバレーがそのプレスリリースにおいて、顧客がグラスバレーの顧客であること及び提供される本件製品、本件サービスないし本件サポートサービスの概要を記載することを許諾するものとします。顧客の名称を使用した全てのプレスリリースは、顧客の事前の承認を得るものとし、顧客は合理的でない理由でこれを拒絶しないものとします。

23 統合

顧客が見積書/契約書、サービス要項、対象製品リストその他の正当な権限を有する双方当事者の代表者によって署名された書面（場合によっては、これらの書面中、見積書/契約書の通し番号が特定されたもの）に基づいて本件サービスないし

本件サポートサービスを購入した場合、これらの書面は、本件グローバル契約条項の別紙として、同条項に統合されるものとします。本件グローバル契約条項は、グラスバレーと顧客との間の合意を表した完全かつ唯一の文書であり、これに先だって、上記事項に関して行われた合意及び交渉は、本件グローバル契約条項に劣後するものとします。

24 暫定的救済手段

当事者双方は、次の事項を確認し、同意します。(A) 本件グローバル契約条項のうち、秘密保持義務及び知的財産権の保護に関する部分は、合理的な内容であって、後日紛争が生じた場合において、被害を受けた当事者が過去に厳格にこれらにかかる権利を行使しなかったことを理由とする反論は行わないこと。(B) 本件グローバル契約条項のうち、秘密保持義務及び知的財産権の保護に関する部分に違反した場合には、開示当事者又はライセンサーに回復不能の損害を与える恐れがあること。(C) 本件グローバル契約条項のうち、秘密保持義務及び知的財産権の保護に関する部分の一部でも違反があった場合には、被害を受けた当事者は、他の救済手段に加えて、暫定的ないし恒久的な差し止め命令その他管轄権を有する裁判所が適切と認める措置を講じることができること

25 当事者間の関係

本件グローバル契約条項のいかなる条項も、当事者間に、代理関係、パートナーシップ、ジョイントベンチャーその他の事業統合体の関係を創設するものではありません。別途当事者が書面により事前承諾をしたを除いて、各当事者は、他方当事者のために、何らかの法律行為を行う権限を有しません。顧客とグラスバレーは、相互に独立した事業者であり、それぞれの費用と責任のもとで各自のビジネスを遂行するものとします。別途当事者が文書にて合意しない限り、本件グローバル契約条項は、ここで定めた範囲を超えて、本件グローバル契約条項の有効期間中かその後であるかを問わず、グラスバレーに対し、顧客との間で何らかの事業上の関係を構築することを義務づけるものではありません。グラスバレーは、事業遂行の必要性や財務事情に応じて、又はプレスリリースの際などに、顧客がグラスバレーの顧客リストに含まれることを示すことがあります。

26 解釈

本件グローバル契約条項の解釈にあたっては、次のとおりとします。(A) 見出しは検索の便宜のために設けられたものであって、本件グローバル契約条項の解釈のためのものでないこと。(B) 本件グローバル契約条項において使用される慣用語や慣用的な略語は、一般的な意義を有するものとして使用されること。

(3) ここに記載された諸条件は、当事者間の交渉の結果であり、その作成に関与したことが関与当事者の有利にも不利にも解釈されないこと。

27 作成方法

本件グローバル契約条項は、複数の正本をもって作成されることがあり、署名され、相手方に交付されたものは、全部で一つの当事者間の合意内容を構成するものとします。この契約は、ファクシミリ又は電子メール添付のPDFを通じて締結することができます。

28 電子的通信

注文の訂正や承諾等の当事者間の通信は、電子的な方法を利用することができます。一旦承諾された注文については、本件グローバル契約条項が適用されるものとします。このような方法で通信された注文や承諾は、署名文書と同様に取り扱うものとします。各当事者は、パスワードやアクセス制限の設置等、商業的に合理的な範囲のセキュリティ対策を行うものとします。